

平成13年第1回定例会
斑鳩町議会会議録

平成13年3月1日
午後2時06分 開会
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (16名)

1番	森河昌之	2番	小野隆雄
3番	村中政昭	4番	山本直子
5番	松田正	6番	中西和夫
7番	野呂民平	8番	里川宜志子
9番	松村健一	10番	西谷剛周
11番	萬里川美代子	12番	中川靖広
13番	喜多郁子	14番	浅井正八
15番	木田守彦	16番	吉川勝義

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 小野美枝子 係長 上埜幸弘

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	西本喜一
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	池田善紀
企画財政課参事	野口英治	税務課長	植嶋滋継
住民生活部長	中井克巳	福祉課長	浦口隆
健康推進課長	西田哲也	環境対策課長	水田美文

住 民 課 長	阪 野 輝 男	都 市 建 設 部 長	清 水 義 則
建 設 課 長	堤 和 雄	観 光 産 業 課 長	杉 本 正 二
都 市 整 備 課 長	藤 本 宗 司	教 委 総 務 課 長	森 田 桂 司
生 涯 学 習 課 長	田 口 好 夫	上 下 水 道 部 長	辻 善 次
上 水 道 課 長	御 宮 知 恒 夫	下 水 道 課 長	清 水 孝 悦
代 表 監 査 委 員	岡 田 義 治		

1, 議事日程

- 日程 1. 会議録署名議員の指名
- 日程 2. 会期の決定について
- 日程 3. 建設水道常任委員長報告について
- 日程 4. 厚生常任委員長報告について
- 日程 5. 総務常任委員長報告について
- 日程 6. 報告第 1号 定期監査結果報告について
- 日程 7. 議案第 1号 斑鳩町外部監査契約に基づく監査に関する条例について
- 日程 8. 議案第 2号 斑鳩町防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程 9. 議案第 3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 10. 議案第 4号 斑鳩町観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程 11. 議案第 5号 平成12年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程 12. 議案第 6号 平成12年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程 13. 議案第 7号 平成12年度斑鳩町観光自動車駐車場特別会計補正予算（第2号）について
- 日程 14. 議案第 8号 平成12年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程 15. 議案第 9号 平成12年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

- 日程 16. 議案第 10 号 平成 12 年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 日程 17. 議案第 11 号 平成 13 年度斑鳩町一般会計予算について
- 日程 18. 議案第 12 号 平成 13 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程 19. 議案第 13 号 平成 13 年度斑鳩町老人保健特別会計予算について
- 日程 20. 議案第 14 号 平成 13 年度斑鳩町観光自動車駐車場特別会計予算について
- 日程 21. 議案第 15 号 平成 13 年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について
- 日程 22. 議案第 16 号 平成 13 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程 23. 議案第 17 号 平成 13 年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について
- 日程 24. 議案第 18 号 平成 13 年度斑鳩町水道事業会計予算について
- 日程 25. 認定第 1 号 町道認定について
- 日程 26. 報告第 2 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成 12 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 6 号）について）
- 日程 27. 報告第 3 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成 12 年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の変更について）
- 日程 28. 報告第 4 号 平成 13 年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について
- 日程 29. 報告第 5 号 平成 12 年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更（第 3 号）及び平成 13 年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告について
- 日程 30. 請願第 1 号 し尿処理場鳩水園建設に伴う補償として自治会集会所建設を求める請願書

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午後2時06分 開会)

○議長（萬里川美代子君） 皆様、昼からでございまして、大変お疲れのところご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名で、全員出席であります。よってこれより平成13年第1回斑鳩町議会定例会を開会いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） 平成13年第1回町議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、当町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私何かとお忙しい中、お繰り合わせの上ご出席賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、平素は町政諸般にわたり格段のご支援とご高配を賜り、心から感謝を申し上げます。次第でございます。

さて、本定例会は、斑鳩町外部監査契約に基づく監査に関する条例についてを初め24議案を本定例会に提出させていただいており、それぞれの議案につきまして、いずれも温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認をいただきますようお願い申し上げます。

また、去る1月30日から2月14日までの間、岡田、松田両監査委員には、平成12年度の定期監査を実施していただき、その結果をご報告いただくことになっておりますが、熱心かつ厳正に監査を賜り、ここに深く感謝を申し上げますとともに、公表の中でお受けいたしましたご意見や指摘事項等につきましては、今後の行政運営を進めてまいります中で、十分に配慮し、さらに合理的、効果的な行政運営に反映してまいりたい所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、平成13年度の施政方針及び提出議案の説明は後刻とさせていただきます、簡単ではございますが招集のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（萬里川美代子君） ただいまから議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。よってこれに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。本定例会の会議録署名議員には、13番、喜多議員、14番、浅井議員を指名いたします。両議員には、会期中よろしくお願いいたします。

続きまして、日程2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を、本日から本月23日までの23日間と定めることについてご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(万里川美代子君) 異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から本月23日までの23日間と決定いたしました。

続きまして、日程3、建設水道常任委員長報告についてを議題といたします。

平成12年第5回斑鳩町議会定例会において、建設水道常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果についての報告を求めます。2番、小野委員長。

○建設水道常任委員長(小野隆雄君) それでは、建設水道常任委員長報告をさせていただきます。

12月定例会後、閉会中の2月19日に全委員出席のもと建設水道常任委員会を開会し、継続審査事案を初め他所管事務に関する調査を行いました。その審査の概要についてご報告を申し上げます。

初めに、継続審査案件であります公共下水道事業に関することについてを議題とし、理事者側より説明を求めたところ、流域下水道事業の進捗については、稲葉車瀬基地内の竜田川幹線管渠第3号工事の本掘進工が順調に進んでおり、安堵町の中継ポンプ場築造工事についても、現在事務所や仮囲い工も完了し、仮設工の土留工事が50%の進捗で完成に向け順次工事が進められている。公共下水道の進捗については、公共下水道事業目安幹線築造工事の進捗率が80%となっており、現在掘削工事に着手している。また、興留6丁目地内で行っている工事については、公共枡設置や舗装復旧等順調に進めており、2月末の工期内に竣工する予定であるとの説明を受け、本件については、質疑もなく、審査を終えることにいたしました。

次に、3月定例議会提出予定議案についてであります。1つは、斑鳩町観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例について、2つは、平成12年度斑鳩町観光自動車駐車場特別会計補正予算(第2号)について、3つは、平成12年度斑鳩町公共下水道事

業特別会計補正予算（第2号）について、4つは、平成12年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第3号）について、5つは、町道認定について、6つは、議会の委任による町長専決処分の報告について（平成12年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の変更について）であります。いずれも3月定例会に提出が予定されているということで、あらかじめ説明を受けたということで終わりました。

なお、町道認定については、道路新設改良工事の完了等により5路線の町道認定を行うもので、委員より、国道との交差点にかかわって町道を整備される時、同時に国道の歩道の整備が可能であるならば、奈良国道工事事務所へ積極的に働きかけていただきたいとの要望がございました。

続いて、各課所管に関する事項について報告を求めたところ、まず平成12年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）についてのうち、当委員会所管にかかわるものについて、それぞれ担当課より補正予算の説明がありました。

次に、町営住宅整備計画作成業務についてであります。これについては、本年度に「斑鳩町ストック総合活用計画」の策定を進めているところから、現段階における住宅の整備方針案についての説明がされ、その内容については、町営住宅建て替えに関する基本方針として、既存団地の整備については、年数を経過した団地から進めていくことを基本とし、第1期については、整備対象となる五百井、興留団地から余り離れない地域で選定し、土地開発基金の所有である第2浄水場跡地を建設候補地とする。第2期については、整備対象となる正隆寺、興留東団地の入居者に配慮し、既存の2団地の周辺地区で新規住宅建設用地を取得していく。第3期については、この段階で全戸新規入居者を対象とすることから、町内全域から入居者申し込みがあるものと想定され、町の中央部でいかるがパークウェイ及び法隆寺線の道路整備の進んでいる小吉田等周辺地域で新規住宅建設用地を取得していく。住宅整備戸数については、目標戸数150戸を基本としながら、今後の人口推移、住宅需要等について検討しながらこの計画の中で決めていきたいというものでした。委員から、第2浄水場跡に新設の場合、戸数等具体的な計画はできているのかと質問され、理事者側より、現段階では、4階建て32戸を限度として検討しているとの答弁がありました。

次に、歴史的地区環境整備街路事業についてであります。本事業については、13年度より一部工事に着手したいと考えており、現段階における事業の概要は、路線については、県道法隆寺線から藤ノ木古墳までの527メートルで、道路幅員として3メー

トルから6.2メートルとなっており、路線沿いには用地の協力を得て土塀の復元を行い、面積約170坪程度の公園の整備を考えている。事業期間は3カ年で、13年度は県道法隆寺線から富の里西側町道交差までの約180メートルを予定している。また、この全体の整備が行われると、幅員が狭い状況もあり、何らかの交通規制が必要ではないかという意見があることから、警察とも協議をし、地元の方々と十分調整を図りながら検討していきたいとの説明がありました。

このことについて委員より、この事業の総事業費とその財源についての質問があり、理事者側より、道路の整備については3カ年で1億5,000万円程度、公園部分については用地も含め1億円程度と考えている。財源については、緊急地方道路整備事業等の中の補助金を予定しているとの答弁があり、この路線の起点がなぜ法隆寺のほうに直接結ばれないのかという質問については、富の里の北側の道路はお寺の土地になっており、現在門前整備事業においてお寺と協議をしているが、この計画の時点ではそういう協議の段階にはなっていないかったということで、参道西駐車場から藤ノ木古墳を結ぶという計画になったとの答弁がありました。

その他の意見として、観光客や住民の方が安心してゆっくりと町並みを見ながら歩いでもらうには、車を排除した方がいい。この沿線に住んでおられる住民の方を優先しながらも、他所から来られた方にはどこかに車を置いていただける形で町並みを散策していただく方法をとっていただきたいとの意見がありました。

また、この路線の起点が参道西駐車場になることに関連して委員より、参道西駐車場が廃止された後の土地利用についてなどの質問が出されましたが、これについては、総務委員会において消防第2分団詰所の移転について審議されていることから、総務委員会での審議の内容を見ながら対応していくということになりました。

そのほか、斑鳩町旅館建築の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、斑鳩町パチンコ店等及びゲームセンターの建築等の規制条例施行規則の一部を改正する規則について、斑鳩町観光自動車駐車場条例規則の一部を改正する規則についての報告を受けました。

次に、その他委員より意見質疑を求めたところ、三代川の改修について、昭和団地内における私有地内の水道管の埋設問題の経過についての質問があり、理事者側より一定の答弁がされました。

以上が、閉会中におけます当委員会にかかわります審査事案の主な審査の概要であり

ますが、詳細につきましては会議録に整理をさせていただいておりますので、ごらんいただきますようお願い申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（萬里川美代子君） 次に、日程4、厚生常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく、閉会中における厚生常任委員会の審査結果についての報告を求めます。15番、木田委員長。

○厚生常任委員長（木田守彦君） それでは、厚生常任委員長報告をさせていただきます。

12月定例会後、閉会中の2月21日に厚生常任委員会を開会し、継続審査事案を初め他所管事務に関する調査を行いました。その審査の概要についてご報告をいたします。

初めに、継続審査事案であります（仮称）総合福祉会館整備事業についてを議題とし、理事者側より説明を求めたところ、今日まで役場周辺において建設予定地内の地権者に対して、用地の提供方について再三交渉を続けてきたところであるが、合意を得るところまでいならず、今後引き続き交渉を続けることが困難な状況であることから、交渉を中断し、役場周辺の別の場所で、現在地権者の方に用地の提供方についての協力をお願いしているところであり、平成15年の完成を目指して引き続き努力していくとの説明を受けました。本件について質疑をお受けしたところ、委員より質疑はなく、本日の審査を終えることといたしました。

次に、3月定例議会に提出が予定されている案件、1つとして、平成12年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）についてのうち、当委員会所管に属するものについて、2つとして、平成12年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、3つとして、平成12年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、いずれも3月定例会に提出が予定されているということで、あらかじめ説明を受けたということで終わりました。

続いて、各課報告事項として、初めに斑鳩町車椅子昇降用リフト付きマイクロバス使用規定の全部を改正する規定についてであります。このリフト付きバスについては、コミュニティバスの運行等とあわせて今日までより効率的な運行方法等について検討してきたところであるが、今日までリフト付きバスが担ってきた町内の循環の運行については、コミュニティバスに運行していただくということで、リフト付きバスについては

、障害者や高齢者、団体等の利用申し込みによる運行方法により変更をしていく。また、地域福祉に関係する団体等に対しましても、福祉活動を活性させるということから、利用対象に含めた使用規程の全部改正を行うものであるとの説明を受け、委員より、バスの使用申し込み時に提出される誓約書の中の使用規定に基づいた運行中に生じた不測の事故とはどういう内容のものを指すのか、解釈の範囲は難しくなると思うので、ある程度明確にさせておいた方がいいのではないかとの質問があり、理事者側より、不測の事故とはどういうものが考えられるのか検討をさせていただいて、申し込みのとき、利用者の方に注意をさせていただくという形で対応していきたいとの答弁がありました。

次に、斑鳩町飼い猫不妊手術費助成金交付要綱については、斑鳩町における犬・猫等に係る苦情の中で、所有者以外の住居への進入、所有者以外の住居内への繁殖など猫に関する問題が多発している。犬については、狂犬病等予防法による登録の義務や捕獲の権限もあるなど継続して飼育されるのが一般的な考え方になっているところであり、野犬の頭数も年々減少傾向にあるが、猫についてはその習性により放し飼いをされる場合が多く、また捕獲の根拠法令もないことから、みだりに繁殖し、適正に飼育を受ける機会のない迷惑猫、いわゆる野良猫が増加しているのが現状である。そのことに比例して住民の被害迷惑も年々ふえてきていることから、猫の飼い主に対して飼い猫の管理及び保護についても意識の高まりを図る手段として、飼い猫の不妊手術に要する費用の一部を助成し、繁殖を制限させ、野良猫の減少及び被害の迷惑を防止することを目的とするものであるとの説明を受け、委員より、13年度の予算はどのぐらい予定されているのかとの質問があり、理事者より、1頭4,000円で50頭20万円を予定しているとの答弁でした。

次に、斑鳩町国民健康保険人間ドック健診事業助成要綱については、今回国民健康保険の被保険者に対して、人間ドックの健診事業を導入するために提案するものであるとの説明を受け、委員より、助成対象者については町税を完納している者という条件がつけられているが、他町では国民健康保険税を完納している者となっている。申請者に対して、すべての税金の調査をするつもりなのかという質問があり、理事者側より、国保会計において一般会計の繰り入れがあるということも考えられる中で、国保事業ではあるが町税全般の完納者に限定させていただいたとの答弁がありました。

次に、粗大ごみ収集の取り組みについては、平成13年度より粗大ごみ処理有料化の導入及び特定家庭用機器再商品化法の施行に伴い、若干粗大ごみ等の収集方法の見直し

を計画しており、基本的にはごみ分別は今年度と同じであるが、特定家庭用機器に指定されたエアコン、テレビ、電気冷蔵庫、電気洗濯機の4品目は資源物として取り扱う。また、収集方法等も基本的には本年度と同様で、粗大ごみの収集については、その処理手数料が収集日に徴収される関係上、共働き所帯など土・日曜日しか家庭におられないという世帯に対応するため、従来の収集に加え、毎月の第2土曜日、毎月の第4日曜日にも収集を行うよう計画をしている。できるだけ予約から収集まで短時間でできるよう、収集従業員の増員、収集車両の増大などを計画している。4月から2台体制で収集の実施を考えている。また、粗大ごみの土日曜日の収集に合わせ、ごみの搬入、持ち込みごみを許可していく計画で、持ち込みの場合は、粗大ごみや町で収集しているすべてのごみについても、毎月第2土曜日、第4日曜日に、共働き世帯を初め収集日に出し忘れた方や急いで処理をしたい方への対応策として措置を広げていきたいと考えている。

また、特定家庭用機器の収集については、小売店が引き取る義務のない場合に限り町で収集することになるが、収集については粗大ごみに準じて行うこととし、予約時に購入先等の聞き取り調査を行い、町で収集するものか小売店で行うものかを判断したいと考えている。なお、町で収集を行う場合、収集日時までに再商品化料金を郵便局に振り込み、家電リサイクル券の交付を受けることが町で収集できる場合の条件になるとの説明を受け、委員より、4月から粗大ごみが有料化となると、その直前に粗大ごみのリクエストがふえることが予想されることから、その対応策は考えているのかとの質問があり、理事者側より、2月、3月予約が殺到する可能性が高いことから、2月以降粗大ごみについては2台体制で収集をし、混雑の緩和に努めているとの答弁がありました。また、家電リサイクル法施行に伴う特定家庭用機器の収集運搬料が、町は3,000円ということになっているが、各業者についてはどういう状況になっているのかとの質問については、現在小売業者についてはまだはっきりしたことが決まっていないのが実情であるが、一般小売店と量販店とでは考え方に違いがあるとの答弁がありました。

そのほか委員から質疑意見をお受けしたところ、町営墓地の見通しについて、各補償工事の対応について尋ねられ、理事者側より一定の答弁がありました。詳細につきましては、会議録に整理させていただいておりますので、ごらんいただきますようお願い申し上げます。

以上が、閉会中におきます当委員会の審査の概要であります。

これもちまして厚生常任委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございます。

ございました。

○議長（萬里川美代子君） 次に、日程5、総務常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく、閉会中における総務常任委員会の審査結果についての報告を求めます。1番、森河委員長。

○総務常任委員長（森河昌之君） それでは、総務常任委員長報告をさせていただきます。

12月定例議会後、閉会中の2月20日に全委員出席のもと総務常任委員会を開会し、継続審査事案を初めとする所管事務に関する調査を行いました。その審査の概要についてご報告を申し上げます。

初めに、継続審査案件であります藤ノ木古墳周辺整備に関することについてを議題とし、理事者側に説明を求めたところ、史跡地の公有化については、土地所有者と本年1月10日に土地売買契約を行ったところであり、宅地として774.73平方メートル、農地として254.73平方メートルの合計1,029.46平方メートルの土地と居住家屋を含む補償を合わせた合計金額2億2,800万円で契約したところである。現在住居として利用されておられることから、引き渡しを受ける期限については、3月31日とし、契約金額の7割を執行し、代替地の手続を進めているところである。

次に、藤ノ木古墳の発掘調査については、本年1月9日より調査箇所を閉塞していた土のう袋の撤去作業に入り、本格的に発掘調査に着手をし、羨道閉塞部の閉塞石自体へは1月22日より始めており、現時点では約70%の進捗状況となっているとの説明を受けました。

本件について質疑をお受けしたところ、委員より、今回の契約に際しての契約者は何名かとの質問があり、理事者側より、事業地については土地所有者と建物所有者の2名で、代替地にかかわって三者契約ということになり、そのほか代替地の所有者1名、そして町ということになるとの答弁がありました。

次に、同じく継続審査案件でありますコミュニティバスの運行についてを議題とし、理事者側に説明を求めたところ、コミュニティバスの運行経路について、役場を9時と午後1時に出発する経路については、従来の運行経路で、竜田ネオポリス、峨瀬、西老人憩の家、中央体育館、法隆寺駅北口、いかるがホール、5丁南となっている。役場を10時40分に出発する経路については、従来の経路より反対方向で中央体育館のほう

へ行き、服部、小吉田、三室休日診療所、西老人憩の家、笠町、竜田大橋、小林ハイツ、峨瀬、竜田ネオポリスを通り役場へ戻る。その後役場を出発し、法隆寺前、中宮寺、ふれあい交流センターへ行き、そこから法輪寺、法起寺、東老人憩の家というように反対方向に回る設定をしている。それとあわせて、朝8時30分から白石畑を出発し、役場まで住民の交通機関として利用していただくように考えている。また、東小学校から下校時にコミュニティバスを活用している件については、継続していきたいとの説明を受けました。

本件について質疑をお受けしたところ、委員より、12年度の施行の結果を踏まえ、13年度運行するについては、単に運行経路の変更ということの扱だけでなく、契約者、契約金額等具体的な契約内容を示されるよう検討してほしいとの意見が出されました。

続いて、3月定例議会に提出が予定されている案件として、1つとして、斑鳩町外部監査契約に基づく監査に関する条例について、2つとして、斑鳩町防災会議条例の一部を改正する条例について、3つとして、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、4つとして、平成12年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について、5つとして、議会の委任による町長専決処分の報告について（平成12年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）は、いずれも本定例会に提出が予定されているということで、あらかじめその説明を受けたということで終わりました。

次に、各課からの報告事項であります。斑鳩町消防団第2分団詰所の移転についてであります。消防第2分団詰所の現存の施設は、建物の老朽化が進み、また駐車場もないため、災害時において参集する団員の車等もとめる場所がなく路上駐車を余儀なくされている状態で、有事の出動体制に影響が出ている状態であることから、早急な整備が必要であり、場所的には世界文化遺産に指定された法隆寺の門前が一番ふさわしい場所であると考え、消防団詰所、車庫、備蓄倉庫を備えた地域住民の生命財産を守る消防防災の拠点として周辺の景観に十分留意しながら整備をしていきたいと考えている。

施設概要については、鉄骨づくり2階建て、延べ床面積188.3平方メートルとなっている。事業費の財源については、主には防災まちづくり事業にかかる起債、地域総合整備事業債の活用を考えており、今後の予定として、新年度に入ると実施設計にとりかかり、6月中に建築についての入札を行い、平成13年12月中旬の完成を目途に進

めていきたいとの説明を受け、委員より、法隆寺西参道駐車を第2分団詰所の用地としていくことについては異論がないが、法隆寺周辺整備計画との兼ね合いにおいてどう位置づけるかということが大事である。特に第2分団は、他の詰所と違って法隆寺などの文化行事が行われる際に消防の協力要請があり、そのことに配慮した建物、配置になっているか検討する必要があるのではないか。具体的に駐車場の消防車等の出入り口の関係、詰所、備蓄倉庫などの配置の関係、警察の出動に対する援助体制の関係等についての意見が出されました。理事者側より、今後いろいろ意見等を賜る中で、また歴史的地区環境整備街路事業の法隆寺藤ノ木線の起点となることから、担当課とも調整協議しながら検討していきたいとの考えが示されました。

また、委員より、用地の借地料の算定根拠について尋ねられ、理事者側より、当該地付近の定期借地権付き住宅での土地を貸した場合をもとに算出しており、税金については固定資産税の宅地並み課税がかかってくるので、それを加味した中で借地料を算定していくことになり、年間270万円を予定しているとの答弁がありました。

次に、斑鳩町補助金予算一部執行差止め請求事件については、斑鳩町長に対して、平成12年度斑鳩町一般会計歳出予算のうち、地域集会所施設整備費補助金に計上されている金員中、岷瀬自治会集会所建設費補助金1,890万5,000円の予算執行の差し止めを求めるというもので、この請求事件の初公判が2月14日であることから、弁護士への委任にかかる着手金の予算措置について予備費から流用することについては、既に各委員に理解をいただいているところであり、次回の公判は3月14日を予定しているとの報告を受け、委員からは、この件に関して住民から監査請求が出て裁判を受けなければならないという中で、基本的にそういう監査請求を受けないような行政にすべきで、条例や規則、要綱にのっとって、行政が当たり前のことを当たり前にするというようにやっていただきたいとの意見が出されました。

その他、各課からの報告事項として、斑鳩町外部監査契約に基づく監査に関する条例に関連しての規則並びに規定について、また議会の委任により町長専決処分された平成12年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）に関連して、学習活動支援設備整備事業等についての報告がありました。

次に、その他、委員より質疑を求めたところ、先日岷瀬自治会長の件で新聞報道されたことについて、岷瀬自治会集会所の問題とは関係がないのかと尋ねられ、理事者側から、現在警察のほうで取り調べをされているということで、現段階ではどうこう言える

ものではないとの答弁がありました。

以上が、閉会中におけます当委員会にかかわる審査事案の主な審査の概要であります
が、詳細につきましては、会議録に整理をさせていただいておりますので、ごらんいた
だきますようお願い申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（萬里川美代子君） 次に、日程6、報告第1号 定期監査結果報告についてを議
題といたします。

岡田代表監査委員の報告を求めます。岡田代表監査委員。

○代表監査委員（岡田義治君） それでは、平成12年度の定期監査の結果につきまして
ご報告をさせていただきたいと思えます。

去る1月30日から14日までの間の延べ5日間にわたりまして、松田監査委員さん
とともに定期監査を実施いたしました。

監査の対象といたしましたのは、平成12年12月末日現在におきます平成12年度
の一般会計、各特別会計及び水道事業会計でございます。

その監査の具体的な実施の方法としましては、あらかじめ事務事業の概要と必要な関
係書類の提出を求めまして、予算の執行状況を基礎に、事実の存否または問題点につい
て関係職員の皆さんに質問して、回答または説明を求めました。また、必要に応じて証
拠書類の点検、確認を行うとともに、14日には施設や工事等の現場に赴きまして現場
検証をさせていただいております。

監査手続につきましては、監査の対象となっている事項について、その一部を抽出し
て調査し、その結果によって全体の正否または適否を推定するという、いわゆる試査方
式により実施したところでございます。

定期監査の結果でございますが、軽微な事項につきましては、その都度口頭で指導さ
せていただいたところでございますが、関係書類の整備、保存なども適切に行われてお
り、また予算の執行もおおむね適切であると認められました。今後とも、関係諸法令を
遵守されますとともに、事務処理の効率化と財源の有効活用など、適切な事業の執行に
努めていただきたいと思います。

定期監査報告書にございます3ページからの予算の執行状況等につきましては、ここ
では説明を省かせていただきたいと思います。

報告書の12ページ、「〔3〕監査委員としての認識と意見」というところからご説
明させていただきたいと思います。

今回の定期監査に当たりましての特に監査の視点を、次の3点に置いて実施をいたしました。

まず1点目は、「事業執行の現状認識」でございまして、事業がどのように行われているのか、またそのことが正しく把握されているのかという点でございます。そして、「事業執行の課題」ということで、事業の現状認識をする中で、その課題になっている、あるいは問題になっていることは何かということでございます。そして、「行財政の動向判断」という点では、事業執行の現状とその課題に適切に対応するためにどのような方策を講じられようとしているのか、またそのことが財政上どのようにかかわっていくのか、そういう3つの視点に立って提出されました資料を精査し、職員の皆さんの見解を聞かせていただきました。

まず、1つ目の「財政運営の現状と展望」ということでございますが、斑鳩町の財政の現状と展望を中長期財政指標の推移で見ますと、この報告書の最後のページ、30ページをごらんいただきたいと思います。別表11、中長期財政指標の推移という表がございます。ここ数年間の間に、文化振興センター建設事業などの財源としての多額の起債借入れが行われております。その結果は、起債残高及び元利償還金が年々ふえておりまして、公債費が財政運営に多大な圧迫を加えておりまして、特に財政の悪化が懸念されているところでございます。

このような状況の中で、平成9年度から12年度までの4年間で17億1,300万円の繰り上げ償還が行われまして、表の下から3行目の年度末地方債現在高、K欄であります。平成10年度では121億円、11年度107億円となっており、平成12年度末は97億5,900万円にまで減少したとはいうものの、そのすぐ下の行の減債高倍率でございますが、標準財政規模の1.56倍で、依然として高水準になっております。また、平成12年度の元利償還金は、繰り上げ償還を行った3億8,300万円を含めると、19億4,800万円になります。

この多額の起債償還の影響は、財政の弾力性を示す経常収支比率にもあらわれておりまして、表の一番下の行であります。経常収支比率が、平成12年度では87.2%、13年度95.1%、平成14年度には96.7%となることが予測されております。経常収支比率は、80%を超えると財政の弾力性が失われると言われておりまして、最近景気低迷の影響もあり、今後ますます財政の硬直化が進むのではないかと考えられます。

この非常に厳しい財政状況の中で、町も財政健全化に向けた努力をされてはいますが、やはりかなり引き締めた財政運営というものが不可欠であり、そして中長期の展望に立った財政計画の策定が特に重要な課題であると考えております。昨年の定期監査におきましても、そのご報告の中で、緊縮健全財政を貫く心構えについて意見を述べさせていただきましたが、事業の執行に当たりましては、やはり必要不可欠な事業を取捨選択して重点的に行われることが望ましいわけであります。

この取り組みは、町で今政策評価制度として行われようとしておりますが、これは単に形式的なものに終わらせることなく、自主的な制度として定着させていただきたいと思っております。特に、施策を実施するに当たりましては、明確な目標を立てられまして、その目標達成のために進行管理の徹底を図られることを期待しております。

このことは、ことし策定されました第3次総合計画にも言えることでありまして、これは10年間の中長期展望を明確にした計画であり、計画を計画として終わらせることなく、その目標達成に向けた努力を期待したいと思っております。

そのためにも、毎年向こう3年間の期間として、ローリング方式により策定されます実施計画については、財政状況を的確に反映させるとともに、事業の課題の把握と、的確な動向判断に立った見直しを積極的にされるよう望みたいと思っております。

次に、2の「事業の執行状況」ということですが、全般的には、昨今の政治経済の混迷と金融不安が続く中で、住民に最も身近な行政機関として、町は住民生活の安定と地方自治の発展のために、かつ行財政の健全な運営を図るべく真剣な努力をされております。このことについては、そのご苦勞に対して敬意を表したいと思っております。

定期監査を通じて事業執行の現状を見たとき、特に住民の日常生活に密接にかかわった問題が注目されております。例えば、環境保全については、資源の有効活用、ごみの減量化などが図られようとしています。このごみ問題については、対策として、きめ細かな分別収集や住民に負担を求める有料化が実施され、住民の理解と協力を得て進みつつあり、このことについては、私ども監査委員としましても評価をいたしております。これも、行政職員の皆さんが、一体となって地方住民との積極的な話し合い、あるいは収集の現場に携わっての意見交換などが繰り返された結果として、住民の積極的な協力が得られ、また費用負担もやむを得ないという認識が深まり、ごみ問題が進展したと言えるかと思っております。

このような取り組みから言えますことは、住民の理解と協力なくしては何事もできま

せんし、住民に負担を強いる問題でありまして、住民の理解と協力を求める努力を積み重ねられることによって、行政の誠意というものは通じ、そして協力も得られますし、成功していくことになろうかとも思います。そういう意味で、ごみ問題の取り組みは、このことを具体的かつ体現的に実施をしたものでありまして、山積みする行政課題の今後の取り組みにありまして、このことに十分配慮され、住民の理解と協力を得る努力をされたいと思います。

特にこのような取り組みが必要な事業として、道路や下水道などの都市基盤整備を初めとする継続的な事業が挙げられます。継続的事业においては、事業執行の現状を正しく認識し、そして課題解決を図るための中長期的展望に立った事業展開が必要であります。この過程においては、住民との対話、合意形成を得る積極的な努力が求められます。

これは一例であります。公共下水道事業を例にとりますと、環境などの整備は着々と進められていますが、また一方では流域下水道の環境等の工事も進められ、公共下水道の供用開始が目前に迫っております。今後に残された課題は、この供用開始に向けた取り組みだと思っております。供用開始は、同時に利用者である住民に工事費などの相応の負担を求めるものでございまして、住民周知や住民の理解と協力を得られるような積極的な対応が必要であります。また、利用促進を図るための制度の整備を講じることも必要ではないかと考えられます。

今、具体的に事例を挙げて述べましたが、決してそれだけということではなく、行政事務事業の全般にわたってこのことは当てはまる問題であると考えております。個々の問題については、監査を通じてそれぞれその都度意見を述べさせていただいております。

最後に、特に強調したいことは、先ほど申し上げましたように、よい評価をさせていただきましたが、決して現状に満足してはならないということだと考えます。現状に満足してしまいますと、困難な事業を打開していくこともできなくなりますし、事務事業のそれ以上の進展も望めなくなります。また、抱える多くの問題を見失うことにもなりますし、あるいは適切な時期を見過ごしてしまうということにもなりかねません。そのようなことにならないよう一層の努力を望むものであります。

以上、定期監査を実施しての監査委員としての認識と意見を述べさせていただきましたが、この意見を参考にさせていただきまして、行政運営の積極的な取り組みをされるこ

とを期待するものでありますが、まず当面の課題は、職員の意識改革にあると考えます。現下のいろいろな困難な状況の中で、それに取り組む姿勢が重要でありますし、施策の実行は一過性のものではなく、職員の皆さんの一人一人がその意義を認識し、不断の努力によって達成されるものであると思いますので、職員の皆さんの意識改革を図られるよう切に望むところでございます。

そして、21世紀の初頭に当たりまして、また新しい総合計画の第一歩に当たりまして、行政の皆さんにおかれましては、町民の信頼を確保しながら、職員一人一人が町民の視点に立ち、それぞれの立場を再認識し、明確な意識のもとに施策を確実に実行していこうとする前向きな姿勢を堅持されまして積極的な取り組みをされるよう、より一層のご努力、ご奮闘をお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、定期監査の結果のご報告とさせていただきます。

なお、最後になりましたが、このご報告が私の監査委員としての任期の最後の監査報告となったわけなんです、斑鳩町のさらなる発展のために、また住民の一人一人の皆さんのためにご活躍されることをご期待申し上げまして監査報告を終わりたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

○議長（万里川美代子君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） 長い間、最後の報告ということでご苦労さんでございました。まことに申しわけないんですけども、最後の質問をさせていただきます。どうかお許し願いたいと思います。

ご承知のように、高知県の土佐山村の収入役ですね、大変な事態を引き起こしました。それは、新聞報道によりますと、総額15億2,000万円に上るという巨額の使い込みであります。村の発表でも、この使い込みは十数年に及ぶ不正というようにされているわけですね。十数年も、しかもこれだけの巨額の金が一収入役によってされると、そのことが発見できないようないわゆる監査のシステムだったんかということに驚愕するわけですけども、そこで、この報道では、金融機関からの不正な一時借入金13億5,000万円、これは2000年度の村の一般会計当初予算約13億6,000万円に匹敵する金額であるということですね。村は、前収入役の個人的な借金だとして、村の債務ではないと主張しておるわけですけども、金融機関はこれは許しませんわね。こういう言い分が果たして起こった場合に通用するのかどうかということですよ。村が、これは収入役個人の借金ですよと、村は関係ないですよというようなことが、

これは法的に争えるいわゆる対象となるのかどうかということですね。その点についてもお尋ねしておきたいと思います。

それから、これは一時借入金で4金融機関から13億5,000万円、それから土佐山村の公金基金などから1億7,000万円という金額ですね。使ったのは、これは皆さん報道で知っておりますから言いませんけれども、そこで、いわゆるこの問題点についてどのように考えておられるのかと、なぜこのようなことが生じたのかと、その主な原因は何かと、斑鳩町ではそういうことが起こり得ないシステムになっておられるのかどうかと、そのことはぜひとも、私ども全町民が安心するためにも聞いておきたいと思うわけです。

それから、さらに、ここで監査委員といわゆる収入役がなれ合っていたという報道もされているわけですね。監査が終わった後では、監査委員と収入役が一緒になって打ち上げに行っていたと、いわゆる飲み食いに行っていたということですね。これも恐らく公金で出たんでありましょけれども、そういうことが当町では一体今あるのか、そういうことがあったとしたらいつまで当町であったんかということも含めて聞いておきたいと思います。

それから、2点目は、昨年ご承知のように資金運用部資金法が改定されたわけです。この4月から財政投融资の仕組みが大きく変わると報道されておるわけでありまして。財政投融资は、ご承知のように第2の予算とも言われてきました。その仕組みの変わった主な点はどのようなものか、伺っておきたいと思います。

それから、地方自治体への影響はどのようなことが予想されると考えているのか、伺っておきたいと思います。

それから、新聞ではさらに、地方自治体に対する交付税が減らされていると報道されておるわけでありましょけれども、今の交付税財源の実態は一体どのようなようになっておるのか、短期借入金等やりくりの実態があると思うんですけども、その実態はどうなんかということをご承知かということと、それから交付税については、当町でももちろんどの自治体でもそうでありましょ、主要財源の1つであります。当町への今回この交付税を削減するというところへの影響は、どのように一体反映するのかということを知りたいと思います。

それから、もう1点は、私は前々も要望しておったわけでありましょ、いわゆる議会や全町民にわかりやすい経理の情報公開をすべきということで、資料のわかりやすいつ

くり方、グラフ化などの提案を以前からしておいたわけではありますが、そういった点についてはどうなのか、聞いておきたいと思います。

以上であります。

○議長（萬里川美代子君） 岡田代表監査委員。

○代表監査委員（岡田義治君） まず最初は、1点目、高知県の土佐山村の元収入役さんが公金の不正操作ということで使い込みをされとったということで、15億円にも上る金額であったと。それが十数年にわたってされておいて、それがわからなかったのかということなんです、これの点について、村に責任があるかどうか、斑鳩の場合は町に責任があるかどうか。これについては、私の見解では、純粹に個人で借りたものは個人の責任でしょうけども、公金を使って、町が借りたという形になっている限りは町の責任であろうと。町長さんとか村長さんが知らなかったというようなことであっても、第三者が、金融機関が、それを正当な、借入者が町であると、村であると認識されとる限りは、表見代理という点がありますので、これは村に責任があるというように思います。

それから、原因は何かと、斑鳩の体制はどういうふうに感じているかということであるわけなんです、この辺については、難しく言葉で言うと、内部統制組織とか内部牽制組織とかいろんな言葉がありますけども、やさしく表現しますとチェック体制ですね、これが十分でなかったと。例の外務省の機密費なんかでも、1人に任していると、そういう1人に任していることが原因であると。それを必ず上司の方が、ただ判を押すのではなく、十分内容を吟味して決裁する。同時にまた、ほかの部署ですね、この連携のもとに、一方では請求書をチェックすると、一方では出すと、そういうようなチェック体制ですね。これは物品の受け入れでもそうと思いますけども、必ず受け入れてそれをチェックすると、納品伝票に間違いがないという確認のチェックをすると、それを上司が確認すると、そういうチェック体制が非常に大事である。必ず1人で立てないと、必ず2人以上が、また2つの部署以上がそれを担当すると。そういうことと同時にまた、私どものこういう監査体制を、目こぼしのないように、全部できるかということ、なかなか監査というのは全部できない点もありますけれども、しっかりと監査をしていくと。同時にまた、印鑑なんかでもその辺に置いてあると、自由に引き出しから他人が引き出しできると、こういうことのないように、印鑑の管理は厳重にしていかなといかんと、そういうふうに思います。

そういうことと同時に、私は一番大事であることだと思っておることなのですが、そういう体制づくりと同時に、人材育成というのか、仕事をするに当たっての理念、考え方、心のあり方、そういういつも住民のためを思って仕事をする、そういうことを考えておったら、こういう使い込みというのは自分のためを思ってやっているわけですからね、本当に住民のためを思って、社会のためを思ったらそういうことはできなくなる。そういう意味で、そういう心のあり方、考え方、そういうことをしっかりと認識すると同時に、常々そういう点の人材育成というか教育というか、そういうことが大事ではないかなというように思っております。

斑鳩の体制ですけれども、この一時借入金については、収入役さんのほうは、資金の関係上一時借入れをしたいということで、主管のほうは、総務部のほうの企画財政課が所管していると。印鑑は、公印のほうは総務課さんのほうで保管されておまして、先ほど私が申し上げましたように、そういう分担された、内部牽制体制が確立されていると、一時借入金のそういう借入れの仕方についてはね、そういうふうに思っておりますし、それからあと基金とかその他のお金の、普通預金とかもありますけれども、この辺については、そういう支払い何をきっちり立てられて、それぞれの課が印鑑を押されて、最終的に町長さんも印鑑を押されて、それが収入役さんのところに回って支払いされると。その後、その証書は、その書類確認を監査室ですか、我々監査のほうでそういうことをチェックをさしてもらっていると。私も1カ月に1回お伺いしまして、その内容について、全部できませんけれども、大きな点、また重要やなと思った点を抜き取りで監査さしてもらっておりまして、私の今まで4年間監査さしてもらった中では、きっちりできているなど、そういう認識をしております。一部事務手続上、もうちょっとわかりやすいように、資料のわかりやすいように、我々がチェックしやすいように一部改善していただかんといかん点も、これは内容とかではなしに手続上の見やすさという点で、この点はお願ひもしておりますし、もう1回私もありますからもう1回お願ひし、また次の監査委員の方にもそのことを引き継がれて、それでまたその方も見ていただけるもんやと、そういうふうに思っております。

それから、打ち上げがあったかということなのですが、これは4年間は1回もなしということですよ。

それから、後の資金運用の、財政投融资とかいろいろそういう仕組みのようなことなんですけれども、また交付税の実態とかそういうことなのですが、ちょっと私の勉強不

足の点でありまして、新しい制度では自主財源というんか、地方自治体が自由に使える交付税、交付金が今後、平成13年度からですか、そういうことが交付される、自由にそういう予算を使えるようになると、これも地方分権に伴う一つの制度かなというふうに思っておるんですけども、そういう点もしっかりとまた対策を立てられて、いろいろ検討をされて、運用もひとつ考えていただきたいなど。

交付税については、今後いろいろこういう不景気とか、いろいろこういうことを考える中で、やはり厳しくというのか、少なくなるんじゃないかなと。景気がよくなって消費税でも上がったと、上がって国の財政もそれなりにできる点が出たらまた別なんでしょうけども、相当厳しくなってくるんじゃないかなというふうに思っております。

それ以外のことは、ちょっと勉強不足で申しわけないなと思いますが、ご勘弁をいただきたいと思えます。

○議長（萬里川美代子君） これをもって報告第1号 定期監査結果報告についてを終わります。

岡田、松田両監査委員には、連日にわたり綿密な監査を執行していただき、本日また詳細な報告をいただきましたことに対しまして厚く御礼を申し上げます。

なお、岡田代表監査委員には、定期監査結果報告終了後退席を申し出られておりますので、これを許可することにいたします。

暫時休憩いたします。

（午後3時11分 休憩）

（午後3時12分 再開）

○議長（萬里川美代子君） 再開いたします。

次に、日程7、議案第1号 斑鳩町外部監査契約に基づく監査に関する条例について
日程8、議案第2号 斑鳩町防災会議条例の一部を改正する条例について、日程9、議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程10、議案第4号 斑鳩町観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例について、日程11、議案第5号 平成12年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について、日程12、議案第6号 平成12年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、日程13、議案第7号 平成12年度斑鳩町観光自動車駐車場特別会計補正予算（第2号）について、日程14、議案第8号 平

成12年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、日程15、議案第9号 平成12年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程16、議案第10号 平成12年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第3号）について、日程17、議案第11号 平成13年度斑鳩町一般会計予算について、日程18、議案第12号 平成13年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、日程19、議案第13号 平成13年度斑鳩町老人保健特別会計予算について、日程20、議案第14号 平成13年度斑鳩町観光自動車駐車場特別会計予算について、日程21、議案第15号 平成13年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について、日程22、議案第16号 平成13年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について、日程23、議案第17号 平成13年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、日程24、議案第18号 平成13年度斑鳩町水道事業会計予算について、日程25、認定第1号 町道認定について、日程26、報告第2号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成12年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）、日程27、報告第3号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成12年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の変更について、日程28、報告第4号 平成13年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について、日程29、報告第5号 平成12年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更（第3号）及び平成13年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告について、日程30、請願第1号 し尿処理場鳩水園建設に伴う補償として自治会集会所建設を求める請願書、以上24議案を一括上程いたします。

これより、平成13年度施政方針並びに本定例会に付議されました23議案の総括提案説明を求めます。小城町長。

○町長（小城利重君） 本日ここに、平成13年第1回町議会定例会におきまして、平成13年度予算案をはじめ、関連する議案を提出し、町議会のご審議をお願いする次第であります。この際、町政に関する基本的な考え方と諸課題についての所信を申し述べ、議員皆様方並びに住民皆様方のご理解とご協力を得たいと存じます。

新世紀に入り、我が国は、今、新しい時代の創造に向けて、変化の胎動期とも言うべき時に入っています。それを象徴するような出来事が昨年相次いで起こりました。金融、証券、保険、小売等の分野での大企業の経営破綻は、これまでは考えられないことであります。それは、戦後の我が国経済の高度成長を支えてきた欧米諸国に追いつくことを目標とする社会経済システムでは、今日の大きな構造変化に対応できなくなってい

ることを意味するものだと思います。

そうしたことから、国際的な大競争時代の到来に適応し得る経済構造や金融システムに向けての変革が叫ばれています。

変革を迫られているのは、公的部門でも同じであります。我が国の財政は、国も地方も未曾有の危機に瀕しています。国・地方を合わせた公的債務残高の国内総生産比を見ると、主要先進国がほぼ横ばいか低下傾向にあるのに、我が国だけが上昇し続けています。公的部門の役割を見直し、現在の深刻な財政構造の原因となった行財政システム自体を変革していくことが必要となります。

地方分権の推進もその具体化の一つであります。地方自治体は、いや応なくみずからの変革に取り組んでいかなければなりません。本町は、今日の変革の時期に、挑戦の意欲を持って問題に取り組み、他市町村に先駆け、施策の実践を重ねてまいりましたが、まだ十分とは言えず、課題は山積しています。

課題の主なものとしましては、1つには、財政硬直化の回避と行政改革の実施であります。

財政硬直化の回避には、歳出の改革と削減が不可避であります。それには一定の負担を伴うものもあります。また、行政改革につきましては、絶えず改革・改善の意識を持ちながら、事務執行を行っていく必要があります。

2つには、少子・高齢化社会に対応するための保健・福祉・医療等の諸施策を充実することです。

社会保障制度は、今後、世代間、制度間の公平の確保、公私の適切な役割分担、利用者の立場に立った在宅介護、在宅医療重視のサービス提供体制の整備などの観点から、さまざまな変革が行われることも予想される所であり、それに適切に対応していく必要があります。その中であって、介護保険の導入の例に見られるように、市町村の役割の増大が予想され、これに的確に対処していかなければなりません。その場合、行政だけでなく、広く社会的な支援システムを確立し、高齢者、障害者が安心して暮らせる環境づくりに努めることが必要であります。

3つには、「交流の時代」と言われる21世紀において、交流人口の増加を図り、雇用の増大を誘発し、地域の活性化を実現させるための施策を展開していくことです。

そのためには、自然や歴史などの「交流資源」を創造的に活用するとともに、道路、

鉄道等の交流基盤を整備し、教育、文化芸術、生涯学習、観光、レクリエーション等に係る「交流拠点」を充実させることにより、「交流の魅力を持つまち」にしていくことが必要だと思います。

平成13年度は、新しい総合計画が実質的にスタートする年度であります。変革・創出・協働などを計画のねらいとし、一人ひとりが創り出すまち、「歴史と文化が暮らしの中に息づく“新斑鳩の里”」のまちづくりがスタートします。このまちに住み続けることで、明るい未来が切り開かれるという希望が持てるまちを築きあげたいと思います。

そのために、私たちは「改革・改善による変革の勇氣」と「創造の知恵」を持って、新しい総合計画の出発の年にしたいと固く決意しております。

平成13年度予算編成の背景と基本的な考え方ではありますが、我が国の経済は、企業部門を中心に自律的回復に向けた動きが継続し、全体としては、緩やかな改善が続いていると言われております。しかしながら、依然として雇用情勢は厳しく、個人消費もおおむね横ばいの状態が続いており、公需から民需への円滑なバトンタッチが期待されています。政府は、今後、「日本新生のための新発展政策」の実施、時代を先取りした経済構造改革の推進などによって、景気は自律的回復軌道をたどるものとし、本年度の国内総生産の実質成長率を1.7%程度と見込んでいます。

国の平成13年度一般会計は、政策的な経費である一般歳出を前年比1.2%の増に抑えるとともに、その総額を抑制した結果、前年比2.7%減となっております。

地方財政も国と同様、財政の健全化が最重要課題であります。本年度は、国と地方の負担関係の明確化を図りつつ、歳出全般について徹底した節減・合理化を行い、特に地方単独事業を5.4%削減するなど、一般歳出の抑制に努めています。その結果、平成13年度の地方財政計画の総額は、前年度とほぼ同額となりました。

本町の財政も、国・地方財政と同様、財政の健全化が最重要課題であります。平成9年度以降、町債の繰上償還、経常経費や職員数の削減、予算要求基準枠の設定など、財政の硬直化を回避するため懸命に努力してきましたが、平成11年度決算における経常収支比率は81.8%、起債制限比率は10.6%であり、財政は依然として厳しい状況にあります。

今後、都市基盤の整備、地域福祉の充実等重要政策課題の推進に多額の財源を必要としますが、引き続き徹底した行財政改革を推進し、その実現に向けた取り組みを行って

まいります。

平成13年度の一般会計、特別会計及び企業会計予算の合計は、153億7,587万4,000円で、前年度比3.7%の増となっています。

一般会計は、80億円で、前年度比1.8%の減となっています。

財政の健全化を図るため節度ある予算編成に努めたところではありますが、その主な特徴としては、次のとおりであります。

歳出面では、事務事業の見直し等により経費の削減を図りながら、増大する児童、高齢者や障害者等の扶助費に対応し、都市計画道路法隆寺線や法隆寺・藤ノ木線並びに主要な町道の整備に対応している点であります。また、町債の繰上償還を継続的に行ってきた結果、公債費の増加を抑えることができました。

歳入面では、景気の低迷により、引き続き町税収入が伸び悩んでいること、臨時財政対策債、減税補てん債を除く一般町債の新規発行額を前年度より約1億円(28.7%)減額し、起債依存度を引き下げたこと、財政調整基金の取り崩しをなくしたことなどがあります。

平成13年度予算編成に当たっては、財政の健全化を第1の目標に掲げ、限られた財源を活用し、山積する諸課題に対処することといたしました。

そして、特に住民生活の視点に立ち、本年度を初年度とする第3次総合計画に掲げられた「1. ともに生き心ふれあうまちづくり」、「2. すこやかにともに生きる福祉のまちづくり」、「3. 文化の香り高く心豊かなまちづくり」「4. 潤いのある魅力的なまちづくり」、「5. 安全で快適なまちづくり」、「6. にぎわいのあるまちづくり」の基本施策実現に向けて編成いたしました。平成13年度における施策の主な概要について、6つの基本施策に沿って申し上げます。

第1は、ともに生き心ふれあうまちづくり（地域づくり・人づくり）であります。

その1は、コミュニティづくりであります。

人と人のふれあいを大切にしながら豊かな心とふれあいのあるまちを住民とつくっていくために、コミュニティにかかわる組織の連携・再編成等や活動拠点の整備を図ってまいります。

また、住民が郷土愛と誇りを育み、主体的に参画できるまちづくりを進めるため、全世代が参加できる秋祭りの定着化を図ってまいります。

コミュニティバスの運行につきましては、平成12年4月に開館いたしましたふれあ

い交流センターいきいきの里及び町内の公共施設について利便性を高めるとともに、住民の日常生活上の交通機関として活用していただくことを目的に試行的に運行したところです。

そうしたことから、運行経路及び利用状況等を精査し、コミュニティバスとリフト付マイクロバスの運行改善策について、担当常任委員会でご審議をいただいているところです。

コミュニティバスの運行については、平成13年度以降も実施することとし、リフト付マイクロバスの運行改善策について、担当常任委員会でご審議をいただいているところです。

コミュニティバスの運行については、平成13年度以降も実施することとし、リフト付マイクロバスは、巡回運行を廃止し、必要に応じ、利用者からの申し込みによる団体利用として、高齢者、身体・心身障害者（児）の積極的な社会参加が図られるよう実施してまいりたいと考えております。

また、リフト付マイクロバスが、今まで巡回により担っていました役割については、コミュニティバスの停留所及び経路の変更を行い、住民の利便性を高めるように対応してまいりたいと考えております。

その2は、人権・平和、男女共同参画社会の推進であります。

人権が尊重され、差別や偏見のない地域社会を築くために、人権教育の推進、啓発活動を昨年に引き続き本年も実施するとともに、無料法律相談の回数を増やし、相談体制の充実を図ってまいります。

また、男女共同参画社会を実現することは、21世紀における重要な課題の一つであります。国においては、昨年12月に男女共同参画基本計画が策定され、奈良県においては、男女共同参画に関する条例制定に向けた取り組みをされています。本町におきましても、男女共同参画社会推進委員会で、今後の重点的に取り組むべき事項についてご審議いただいております、より実効性のある事業の取り組みを行ってまいります。

その3は、国際化への対応についてであります。

さまざまな交流活動や学習活動を通じて、異文化への理解を深め国際性豊かなひとづくりを進めるため、児童生徒の海外への派遣については一たん中止し、世界文化遺産のあるまちにふさわしい、国際交流のあり方について検討を進めてまいります。

また、インターネット・ホームページの内容の充実を図るとともに、外国人向けの英

語版を作成し、積極的な情報発信を行ってまいります。

その4は、情報化社会への取り組みについてであります。

近年、情報処理技術の進展は著しく、私たちの日常生活に大きな変化を与え、今後も急速に情報化が進むと思われまます。そうしたことから、総合的な情報化の推進を図るため、地域情報化計画の策定はもとより、役場庁舎、出先におけるOA化の推進、小中学校において情報教育を推進してまいります。

また、国のIT戦略の一環として実施される情報通信技術講習会の開催等に積極的に取り組み、まちづくりへ活かすシステムづくりを進めてまいります。

第2は、すこやかにともに生きる福祉のまちづくり（保健・福祉・医療の充実）であります。

その1は、生涯福祉の充実についてであります。

地域福祉につきましては、誰もが住みなれた家庭や地域社会で暮らせるノーマライゼーションの実現をめざし、地域ぐるみの福祉活動を促進するために、小地域福祉会の充実を図るとともに、ボランティア活動の促進に努めます。また、地域福祉の拠点としての（仮称）総合福祉会館の建設につきましては、平成15年度完成に向けて引き続き鋭意取り組んでまいります。なお、学校や公民館におきましても、改善を行いながら福祉のまちづくりの推進を図ってまいります。

高齢者福祉につきましては、新たに、低所得者へのホームヘルプサービス利用負担に対する軽減措置の拡大を図るほか、介護保険事業計画・老人保健福祉計画に基づき、介護を必要とする高齢者やその介護者に対する支援を行うとともに、いつまでも健康で生きがいを持って暮らせるよう、生きがい活動や社会活動の推進に努めてまいります。

また、介護保険につきましては、制度の周知定着をめざし今日まで取り組んでまいりましたが、介護保険利用者にはおおむね定着しているものと考えています。しかしながら、要介護認定を受けても介護保険サービスを利用されない方もおられますので、この方々の生活状況等も把握しながら、適切な対応を図ってまいります。

障害者福祉につきましては、障害者計画の着実な推進に努めているところですが、特に、町内にある2つの福祉作業所は、障害者の方が住みなれた地域で暮らすための拠点でありますので、適切に運営されるようにその充実に努めてまいります。また、障害者の社会参画を促進するためのリフト付自動車による移動支援事業につきましては、その周知に努め、一層の利用促進に努めてまいります。

児童福祉につきましては、少子化や女性の社会参画が進む中で、子どもが伸びやかに、健やかに成長できる良好な子育て環境をつくるために、保育園、幼稚園、学童保育室の充実を図っているところであります。

保育園での夜8時までの延長保育につきましては、現場での保育士の意見も聞きながら、保育の充実に努めており、管外保育につきましては、保護者のご相談し、希望に沿うように対応しているところであります。

また、学童保育につきましては、保護者からご要望のありました保育時間の午後6時30分までの延長とともに、第2・第4土曜日の午前も開室することといたしております。

また、子育て支援として、保育園や幼稚園におきまして、家庭支援講座を開催するとともに、積極的に地域に開放するなど、子育てに関する相談体制の充実に努めてまいります。

なお、幼児期における保育のあり方については、保育園や幼稚園及び関係各課により引き続き検討してまいります。

その2は、健康づくりの推進についてであります。

すべての住民が健康的な日常生活がおくれるよう、生活習慣病や寝たきり、寝かせきりの予防、相談体制の充実を図ってまいります。

また、「健康いかるが21」の策定を行うとともに、各世代を対象とした予防、検診、相談、指導体制の充実に取り組んでまいります。

第3は、文化の香り高く心豊かなまちづくり（教育・文化の振興）であります。

その1は、生涯学習・スポーツの推進であります。

住民が心豊かで、いきいきとした日常生活がおくれるよう、各年代に応じた多様なニーズにこたえるために、「生涯学習計画」を見直し、住民の社会参加活動の促進を図るために、各種教養講座の開催及び生涯スポーツの振興を通じて学習機会の充実や学習環境の整備を行ってまいります。

また、図書館につきましては、子どもや高齢者、障害者の方々が、気軽に図書館を利用できるように蔵書の充実を図るとともに、点字図書や大型本の導入及び対面朗読の取り組みに努めてまいります。

その2は、教育・人づくりの充実であります。

近年、青少年をめぐる悲しい出来事が続いております。ゆとりのなさがもたらす青少

年のストレス、倫理観の欠如、いのちに対する認識の希薄化、非行の低年齢化・凶悪化など、青少年をめぐる諸問題は大きな社会問題となっており、私たち大人の問題としてとらえていくべきであると考えています。

そうしたことから、保護者がみずからの役割や責任を自覚し、行動してもらえるような場づくり、また、青少年が社会に参加できる環境づくりを進め、より開かれた人間関係・社会関係を体験する機会づくりに努めてまいります。

また、次代を担う子どもたちが、斑鳩を誇りにし、豊かな感性や創造性、思いやりをもって成長できる人づくりを進めるため、小中学校において総合的な学習の推進に努め、特色ある学校づくりに努めます。また、各種カウンセラー事業の推進を行い、豊かな人間性や社会性を持った子どもの育成を地域ぐるみで進めてまいります。

総合的な学習につきましては、子どもたちの生きる力を育てるとともに、教科の枠を超えて横断的・総合的な学習を各学校が創意工夫を凝らして実施することができるよう新設された時間であります。この時間の学習活動は、各学校がそれぞれの教育課題を踏まえ、自主的・主体的に考え、計画し展開することが必要です。各学校においては、新教育課程の実施に向けて、この時間の趣旨やねらいなどを十分研究し、児童・生徒や学校の教育課題を明らかにしながら、各学校で特色のある年間指導計画を作成し、平成14年度からの本格実施にむけた取り組みを行ってまいりたいと考えております。

その3は、地域文化の保存と創造についてであります。

斑鳩の里の歴史文化を保全・継承しつつ、新しい独自の文化を創造する取り組みを進めるため、観月祭をはじめとする各種文化事業を積極的に展開するとともに、住民主体の文化・芸術活動を支援し、地域文化の創造に取り組んでまいります。また、史跡藤ノ木古墳の整備をはじめとする文化財の保存を行うとともに、調査研究の拠点整備や情報提供体制の検討を行ってまいります。

さらに、平成13年は21世紀初頭の記念すべき年であるとともに、聖徳太子が「斑鳩宮」を西暦601年に造営されて以来1400年にあたる年となっています。NHKにおいても、「聖徳太子とその時代」というテーマで1年を通じた事業として企画されているように聞いています。また、その一環として製作されるドラマ「聖徳太子」のロケも去る2月15日から奈良公園でスタートしまして、注目されているところであります。

本町においても、(仮称)「斑鳩宮造営1400年記念事業～太子の和の心を未来に」

の実施を予定しているところであります。斑鳩の里が持つ歴史・文化資源を再認識する契機とし、斑鳩の里から日本各地に向けたメッセージを発信するため、NHK・法隆寺・県などの関係機関とイベントの開催に向け調整しているところであります。NHK側の番組スケジュール等が固まり次第、本町のイベントスケジュール等について、議員皆様にもご報告申し上げる予定でありますので、いましばらくご猶予をいただきますようお願いいたします。

第4は、潤いのある魅力的なまちづくり（都市基盤の整備）であります。

その1は、自然環境の保全と活用、市街地・住環境の整備についてであります。

斑鳩の里が持つ自然環境や歴史的景観などを保全・活用し、地域特性を活かした、個性的で潤いのある魅力あふれるまちづくりを進めるために、特に西里地区において、歴史的町並みを活かした整備を進めてまいります。また、町の玄関口として、JR法隆寺駅南口の整備につきましては、新家地区の土地区画整理事業と一体的に整備ができるように、引き続き努力いたします。

なお、服部地区内において、地元による土地区画整理事業が進められる予定で、町としても良好な住宅地の形成を図るために、協力体制で進めてまいります。

また、町営住宅の建設につきましては、土地開発基金で保有しております旧第2浄水場跡地において計画しており、今議会に、補正予算（第7号）で用地取得費及び解体費用をお願いしているところであります。平成13年度において実施設計を行い、平成15年度完成に向け取り組んでまいります。

その2は、道路・交通体系の整備についてであります。

都市の骨格を形成する幹線道路網の計画的な整備は、都市の発展とゆとりある生活環境の創造に不可欠であります。そうしたことから、「いかるがパークウェイの推進」を中核事業として位置づけ、小吉田地区でのモデル区間の早期完成に向け鋭意努力するとともに、都市計画道路法隆寺線、町道整備5カ年計画等の着実な推進により生活道路とのネットワーク化を推進してまいります。

いかるがパークウェイの状況につきましては、小吉田のモデル区間の用地取得もほぼ完了し、現在、発掘調査が実施されており、発掘調査が済み次第早い時期に工事に着手していただくよう国に対して要望しているところであります。

その3は、公園・緑地についてであります。

公園・緑地の整備につきましては、本町の自然や歴史資源を活かした親しみのあるも

のとするとともに、防災空間・治水機能など多様な機能を兼ね備えたものとするため、「緑の基本計画」の策定を行い、公園・緑地の整備に取り組んでまいります。

その4は、風景・景観の形成についてであります。

歴史的な町並み保全など、斑鳩らしい風景・景観を形成していくため、従来から県風致地区条例及び町指導要綱により指導してまいりましたが、より積極的な仕組みづくりとして、まちづくり条例や景観条例等の検討、歴史的地区環境整備街路事業の実施により、地域特性を活かした斑鳩らしさの創出を推進してまいります。

第5は、安全で快適なまちづくり（生活環境の整備）についてであります。

その1は、環境保全の推進についてであります。

環境問題につきましては、循環型社会の形成に向けてのごみ減量化・資源化、ダイオキシン類をはじめとする化学物質の汚染による日常生活にかかわる問題、生活排水による河川汚濁の問題、また、地球温暖化やオゾン層破壊などさまざまな課題があります。

本町としましては、これらに対処するためには、住民のご協力が不可欠であると考え、住民の環境保全意識の高揚に努めるとともに、焼却場のダイオキシン対策や使用済み食用油回収、また、ごみの分別収集などに積極的に取り組んでまいりましたが、引き続き住民とともに環境保全条例に基づき環境共生型まちづくりを推進したいと考えています。

昨年10月から導入させていただきました「ごみ処理有料化」につきましては、約5カ月が経過しましたが、順調に運用しているところであります。また、本年4月から粗大ごみ処理につきましても有料化を導入しますが、住民周知を充分行うとともに、収集体制の充実に努めてまいります。

その2は、防災・防犯についてであります。

安全で安心して暮らせるまちづくりをめざして、災害の未然防止と拡大防止に向けた対策を推進してまいりますとともに、住民の防災・防犯意識の高揚を図り、交通安全に対する啓発運動の充実と交通事故を未然に防ぐための交通安全施設等の整備を図ってまいります。

そのために、今年度におきましては、法隆寺地域の消防防災活動の拠点となる消防団第2分団詰所についての移転整備を図るとともに、自衛消防団の育成及び消防施設のより一層の充実を図ってまいります。また、昨年度は全町民を対象として実施しました総合防災訓練ですが、本年度は生駒郡4町が合同で防災訓練を実施する予定であり、関係

機関等の広域的な連携体制の確立を図り、また地域住民の防災意識の向上に努めてまいりたいと考えています。

さらには、子どもから高齢者まで誰もが安全で安心できるまちづくりをめざして、生活安全条例を基盤に、こども110番の家やSOSネットワークの活用など、官民一体となった地域防犯のためのネットワークづくりを引き続き推進していくとともに、「地域の安全は、住民みずからが守る。」という考えのもと、犯罪を未然に防止するため、地域における防犯灯の設置や維持管理の支援を積極的に行うなど、より一層の自主防犯意識の高揚と地域安全運動を展開してまいり、地域ぐるみでの総合的な防災、防犯対策を推進してまいりたいと考えております。

その3は、上・下水道の整備についてであります。

上水道の整備につきましては、安定した飲料水の供給に向け、老朽化している第1浄水場の整備及び老朽管更新事業等を進めてまいります。

また、公共下水道の整備につきましては、懸案であった安堵町におきます中継ポンプ場築造工事について、安堵町との協定の調印が完了し、順次工事が進められており、平成16年度の完成をめざされているところであります。

本町の公共下水道事業であります。平成12年度末におきましては、約68ヘクタールの区域整備が完了できる見込みであります。平成13年度の整備計画につきましては、服部2丁目、法隆寺地区の一部で約5ヘクタールの整備を予定いたしております。今後におきましても、供用開始に向け条例等事務的な諸手続を、議員皆様にご相談申し上げながら進めてまいりたいと考えております。

第6は、にぎわいのあるまちづくり（産業・観光の振興）についてであります。

その1は、農業の振興についてであります。

農地の保全及び農業の活性化を図るため、土地基盤整備や地域農政の推進等とあわせ、担い手の確保・育成を図ってまいります。また、消費者との交流や商業・観光と連携した新たな展開を図るため、朝市の開催や農業体験農園等の充実に努めてまいります。

その2は、商工業の振興についてであります。

商工業の振興につきましては、商工業活動の活性化と地域経済の振興を図るため、商工会との連携強化に努めるとともに、商業活動実態調査を実施して商業活動活性化の支援策について検討してまいります。

その3は、観光の振興についてであります。

観光の現状や変化するニーズに対応し、観光客の誘致に向け、散策型・回遊型観光への転換を進めるため、散策ルートの整備や法隆寺iセンターの活用を図るとともに、各種のイベント開催を通じて斑鳩の里の魅力を発信してまいります。

以上、総合計画に掲げる「6つの基本施策」に沿って、平成13年度の主な施策をご説明申し上げてまいりましたが、次に、行政を進めていく「4つの推進姿勢」についてご説明申し上げます。

第1は、住民協働によるまちづくりの推進であります。

住民参加につきましては、今までも基本計画をはじめ種々の計画づくりの過程で住民委員の公募を行ってまいりました。これからの時代には、さらに一歩進めて、住民がまちづくりに主体的に参画し、住民と行政がパートナーとなって取り組む「住民・行政協働によるまちづくり」が重要であり、今回の総合計画の中に位置づけたところであります。平成13年度からは、まちづくり人材育成講座や住民主体の男女共同参画社会のシンポジウムを開催するなど、住民協働型のまちづくりを拡大・普及していくことといたしております。

あわせて、ボランティアをはじめとする住民の自主的な活動を支援するための指針についても検討してまいります。

また、子どもたちが町政について自由に意見を述べる場づくりとして、昨年を引き続き、小学生が議員となり、暮らしやまちづくりなどについての考えを発表し、町長等と意見交換を行う「子ども模擬議会」を開催します。これにより、地域や町政への関心や地域社会の一員としての自覚を高める機会になると考えています。

第2は、広域行政についてであります。

広域の連携につきましては、当面、三室休日応急診療所や西和消防組合などの広域施設の充実を図ってまいります。

また、私がかねてから申し上げております町村合併構想につきましては、郡町村会及び広域圏協議会で引き続き研究してまいりたいと考えています。

第3は、地方分権への対応であります。

地方分権も実行の段階へと移ってまいりました。ご承知のとおり、機関委任事務の廃止、権限委譲の推進、必置規制の見直し等の法律の改正が行われ、今後さらに地方みずからの責任において行政を推進していくこととなります。

本町においても、こうした動きに十分対応できるよう、法制能力や企画立案能力を高

めておくことが必要であると認識いたしております。このため、職員の育成にも力を注いでまいりたいと考えています。

第4は、行財政の運営についてであります。

総合的・計画的な行財政運営につきましては、常に組織・機構の見直しを行い、時代に即応した効率的な組織・機構の編成に努めるとともに、行政と民間の役割の明確化、民間の持つ柔軟性や効率性、資金力などの活用を行いながら、さらに推進してまいります。

総合計画の着実な推進につきましては、総合計画の実現と計画的な推進に向け、進行政管理の徹底と関連する諸計画の調整を行うとともに、総合的、計画的な行政運営を進めるため、行政評価システムの確立に向けて試行的に実施し、引き続き調査研究を行ってまいります。

また、財政の分析につきましては、資産や負債といったストック面からの分析も必要であること、説明責任をより果たす観点から、貸借対照表などの企業会計的手法を用いた財政分析の研究に引き続き取り組んでまいります。

行政改革の推進につきましては、簡素で効率的な行政システムの確立、総合計画の進捗管理や行政評価システムと連携した施策の着実な推進など、徹底した行政改革を推進するため第3次行政改革大綱を策定することといたしております。

財政運営につきましては、事務の改善・効率化を進め、経常的経費の抑制に努めるとともに、財源の重点的・効率的配分を行い、町債の借入の抑制や繰上償還などの実施により町債依存体質からの脱却に努めてまいります。

また、安定した財政基盤の確立に向け、課税客体の適切な把握と徴収率の向上など、町税収入の確保を図り、使用料・手数料などについても、住民負担の公平性確保や受益者負担の原則に立ち、その適正化を図ってまいります。

情報化の推進につきましては、事務の効率化を推進するため、例規集のデータベース化、庁内ネットワークを活用したワンストップサービスの実現をめざすとともに、住民サービスの向上を図るため、住民基本台帳ネットワークの整備を行うなど、窓口での手続の簡素化、効率化に取り組んでまいります。

以上、平成13年度の予算編成を行いました所信の一端を申し上げましたが、これらの施策の推進にあたっては、職員ともども一体となり努力してまいりたいと考えておりますので、議員皆様方におかれましても、ご理解、ご協力いただくことをお願い申し上げます。

げまして、私の施政方針とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（萬里川美代子君） 午後7時まで延長させていただきます。

午後4時まで休憩いたします。

（午後3時47分 休憩）

（午後4時03分 再開）

○議長（萬里川美代子君） 再開いたします。

小城町長。

○町長（小城利重君） それでは、本定例会に付議いたしました議案についての概要を順次ご説明申し上げます。

はじめに、議案第1号 斑鳩町外部監査契約に基づく監査に関する条例についてであります。

地方自治法の「改正法」により、監査委員監査と外部監査人監査が並列的に実施されることとなります。町村に外部監査人の設置義務はないものの、行政に対する住民の関心の高さや、全国的な情報公開や住民参加の流れを鑑み、より開かれた行政を実現するため、本町においても外部監査制度の中で特に「個別外部監査」を導入するものであります。

今回、条例を制定することにより、外部監査人による監査を求めることができるようになり、外部監査人は外部の専門家であるため、監査機能の独立性・専門性をより一層充実させることができ、住民からの行政運営に対する信頼性を高めることができると考えております。

次に、議案第2号 斑鳩町防災会議条例の一部を改正する条例についてであります。平成11年12月14日に「災害時等における斑鳩町と斑鳩町内郵便局との相互協力に関する協定書」を締結し、特に災害時において、郵便局員と地域の高齢者等のつながりから、安否情報等の情報収集の連携を保つこととしましたが、今日まで、附属機関の委員選出基準等の見直しを検討する中で、町内郵便局からも防災会議の委員として参画していただくため、委員定数を1名増員することとし、そのための改正を行うものであります。

次に、議案第3号 特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。斑鳩町政治倫理審査会が設置さ

れることにより、その審査会委員の報酬額等について新たに定めるものであります。

次に、議案第4号 斑鳩町観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例についてであります。当駐車場の利用状況について、近年の駐車場利用状況は、観光ニーズの多様化、民間駐車場の整備などに伴い、年々減少傾向で引き続き推移してきていることから、経費の節減や経営の合理化を図り、効率的な運営に努めてきたところであります。今後の町営観光自動車駐車場への投資効果等を勘案する中で、法隆寺参道西観光自動車駐車場の廃止をお願いするものであります。

次に、議案第5号 平成12年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

既定の予算額に歳入歳出それぞれ3億5,004万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ91億3,017万5,000円とするものであります。

はじめに、今回、国の経済対策事業として補正予算をお願いしております事業及び既に予算計上し事業進捗を見る中で、次年度へ繰り越しをさせていただく事業につきましては、（仮称）総合福祉会館基本計画作成事業で200万円、介護保険支給限度額一本化システム開発事業で289万円、町単独土地改良事業で5,430万円、道路新設改良事業で1億1,870万円、法隆寺線整備事業で3,600万円、歴史的地区環境整備事業で500万円、公営住宅整備事業で2億6,519万1,000円、史跡藤ノ木古墳石室保存修理事業で900万円となっております。

それでは、補正予算の主な内容であります。まず歳入についてであります。

第8款地方交付税、第1項地方交付税、第1目地方交付税では、国の補正予算に伴い、地方交付税の再算定が実施されたことから、2,465万9,000円の増額補正をお願いするものであります。

第10款分担金及び負担金、第1項分担金、第1目農林水産業費分担金では、土地改良事業分担金1,385万1,000円の減額補正、第2項負担金、第1目民生費負担金では、老人福祉施設措置費負担金103万4,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第12款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金では、老人福祉施設措置費負担金193万1,000円の減額補正、第2項国庫補助金、第1目民生費国庫補助金では、介護保険事業費補助金144万5,000円の増額補正、第4目土木費国庫補助金では、土地開発基金で保有している旧第2浄水場跡地を町営住宅用地

として購入することに対する住宅費補助金1億34万5,000円の増額補正、第3項国庫委託金、第1目国庫委託金では、国民年金事務委託金111万8,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第13款県支出金、第1項県負担金、第1目民生費県負担金では、老人福祉施設措置費負担金96万5,000円の減額補正、第2項県補助金、第2目民生費県補助金では、児童福祉費補助金101万9,000円の増額補正、在宅介護支援センター、介護予防・生活支援事業等の老人福祉費補助金446万1,000円の減額補正、第4目農林水産業費県補助金では、県単独土地改良事業費の確定により82万円の減額補正、第3項県委託金、第1目総務費県委託金では、衆議院議員選挙費委託金などで171万4,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第14款財産収入、第1項財産運用収入、第2目利子及び配当金では、各基金の利子の確定に伴い、5万6,000円の増額補正をお願いするものであります。

第2項財産売却収入、第1目不動産売却収入では、1,067万2,000円の増額補正をお願いしており、内容としましては、旧第3分団詰所跡地全ての用地60.29平方メートルを県道天理・斑鳩線の拡幅用地として奈良県に売り渡すことによる財産収入であります。

次に、第15款寄附金、第1項寄附金では、2件の指定寄附金の受け入れに伴い11万2,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第16款繰入金、第1項特別会計繰入金、第1目観光自動車駐車場特別会計繰入金では、平成12年度斑鳩町観光自動車駐車場特別会計の収支を見込む中で337万円の減額補正をお願いするものであります。

第18款諸収入、第4項受託事業収入、第1目受託事業収入では、いかるが溜池土地改良区総代選挙事務費101万5,000円の減額補正、第5項雑入、第5目国民年金売捌手数料では、36万8,000円の減額補正、第6目雑入では、軽度生活援助事業利用者負担金などで21万8,000円の減額補正をお願いするものであります。

第19款町債、第1項町債、第1目農林水産業債では、土地改良事業債として三井農道の臨時経済対策事業債3,550万円の増額補正、第2目土木債では、町道407号線等の臨時経済対策事業債1億680万円の増額補正及び町営住宅用地購入に伴う公営住宅建設事業債1億30万円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出についてであります。

第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費では、議会だより等の印刷製本費の決算を見込む中で、134万4,000円の減額補正をお願いするものであります。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費では、平成12年度末の退職者に係る退職手当組合特別負担金3,237万8,000円の増額補正、第2目文書広報費では、町広報印刷費170万円の減額補正、第5目財政管理費では、歳入でご説明申し上げました不動産売払収入及び基金利子の受け入れに伴う財政調整基金等各基金への積み立て1,071万5,000円の増額補正、第6目企画費では、いかるがホールの駐車場用地購入が完了したことによる不用額221万3,000円の減額補正、OA化推進事業で539万7,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第4項選挙費では、事務執行の完了により第3目衆議院議員選挙費で171万4,000円の減額補正、いかるが溜池土地改良区総代選挙費で101万3,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉費では、指定寄附金の受け入れに伴う福祉基金積み立て10万円、介護保険支給限度額の一本化に伴う電算システム開発委託料289万円の増額補正、第3目老人福祉費では、利用者を見込む中で老人福祉施設措置事業、在宅介護支援センター事業、高齢者生活支援事業などで1,373万9,000円の減額補正、第12目ふれあい交流センターいきいきの里管理運営事業では、529万円の減額補正、第13目介護保険事業繰出金では、事務費繰出金82万7,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第4款衛生費、第1目保健衛生費、第8目火葬場費では、補償費13万3,000円の増額補正、第2項清掃費、第2目塵芥処理費では、補償工事として予定していた高安、幸前地区での土地改良事業が、1路線を除き執行が見込めなくなったことにより補償費2,148万4,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第5款農林水産業費、第1項農業費、第4目土地改良事業費では、808万5,000円の増額補正をお願いいたしております。内訳としましては、先ほどの高安地区土地改良事業及び幸前地区等の土地改良事業費の確定等による減額補正、また国の臨時経済対策事業として、三井農道整備に必要な所要額を増額補正させていただいております。なお、三井農道整備の経費につきましては、全額翌年度に繰越措置をさせていただくものであります。

次に、第7款土木費、第2項道路橋梁費、第2目道路新設改良費では、国の臨時経済

対策事業を活用して整備の進捗を図ることにしたため、これに要する所要額1億1,870万円の増額補正をお願いするものであります。なお、農林水産業費と同様に臨時経済対策事業分は全額翌年度に繰越措置をさせていただきます。

第3款河川費、第1目河川総務費では、土砂処理手数料240万円の減額補正をお願いするものであります。

第4項都市計画費、第2目公共下水道費では、公共下水道事業特別会計において有利な起債の活用等により、繰出金4,385万円の減額補正をお願いするものであります。第5項住宅費、第2目住宅整備費では、町営住宅整備費として町土地開発基金で所有している旧第2浄水場跡地に町営住宅を建設するために必要な土地購入費及び建物解体費2億6,519万1,000円の増額補正をお願いし、全額翌年度に繰越措置をさせていただきます。

次に、第9款教育費、第5項社会教育費、第4目文化財保存費では、1件の指定寄附金及び基金利子の受け入れに伴う藤ノ木古墳整備基金への積み立てとして1万4,000円の増額補正、公共事業に伴う発掘調査費619万4,000円の減額補正をお願いするものであります。また、第5目中宮寺遺跡史跡公園指定調査費では、当初予定いたしておりました測量等の作業量が減ったことにより217万3,000円の減額補正をお願いするものであります。

最後に、第12款予備費では、後年度の財源調整に備えるため、1,951万3,000円を予備費に留保するものであります。

次に、議案第6号 平成12年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ51万6,000円を追加し、予算総額を17億9,142万5,000円とするものであります。

歳入では、平成11年7月から実施されました高齢者の薬剤一部負担に関する臨時特例措置の実施に伴う老人保健医療費拠出金の保険者負担分の増に係る国民健康保険特別対策費補助金51万6,000円を受け入れ、歳出につきましては、財源振替を行うことで同額を予備費に留保しようとするものであります。

次に、議案第7号 平成12年度斑鳩町観光自動車駐車場特別会計補正予算（第2号）についてであります。依然として修学旅行の小グループ化傾向が進行する中で、大型自動車の利用が減少し、また、国内旅行におけるニーズの多様化による体験型レクリエーション施設などの活動型の旅行志向の高まりなどから、家族や友人単位による乗用

車利用についても減少傾向で推移しており、年度末を見込みまして、既定の歳入歳出予算の総額から397万円の減額補正をお願いするものであります。

次に、議案第8号 平成12年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。流域下水道事業市町村建設負担金の額が確定したことにより、歳入で町債4,700万円の増額及び一般会計繰入金4,385万円の減額、歳出で流域下水道事業市町村建設負担金315万円の増額補正をお願いするものであります。

また、国の補正予算に伴う国庫補助事業が年度内に執行できる見込みがないことから、工事請負費3,000万円を繰越明許の措置をお願いするものであります。

次に、議案第9号 平成12年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ165万4,000円を追加し、予算総額を9億3,915万4,000円とするものであります。

その内容につきましては、要介護認定件数の増加に伴う主治医意見書作成手数料、要介護認定調査委託料の補正を行うもので、歳入では、国庫支出金、一般会計繰入金からそれぞれ82万7,000円を受け入れ、また、歳出では、介護認定審査会費において所要の増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第10号 平成12年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。浄水場整備事業費の工事請負費で7,000万円の減額補正をお願いするものであります。

次に、議案第11号 平成13年度斑鳩町一般会計予算についてであります。予算編成の背景と基本的な考え方につきましては、施政方針で申し述べましたとおりであります。

それでは、平成13年度一般会計一般会計予算の内容についてご説明申し上げます。

平成13年度一般会計予算の総額は、80億円を計上いたしました。前年度と比較して1億5,000万円、1.8%の減であります。各款ごとに、できる限り先ほどの施政方針と重複しないよう、順次、その内容についてご説明申し上げます。

まず、議会費につきましては、1億2,259万7,000円を計上いたしました。前年度と比較して、149万4,000円の減となっております。議員皆様方には、斑鳩町の発展のために活発な議会活動を行っていただいていることに対しまして、心から敬意と感謝を申し上げます。

次に、総務費につきましては、10億750万8,000円を計上いたしました。前

年度と比較して、1億3,139万4,000円の減となっております。

コミュニティバスの運行につきましては、前年度から試行的に実施してまいり、担当常任委員会において、継続案件として慎重かつ熱心にご審議いただいているところであります。この運行につきましては、引き続き平成13年度以降も実施することとし、これに伴いリフト付マイクロバスの運行につきましては、より有効的な利用方法として町内巡回を廃止して、高齢者や障害者の方々が予約申し込みにより利用できる方法を考えております。

なお、リフト付マイクロバスが担っていた役割につきましては、コミュニティバスの停留所及び経路の変更を行い、その対応を図ってまいりたいと考えております。

また、職員の健康管理につきましては、定期健診で健康管理に努めてまいりましたが、成人病健診や眼底検査の受診対象者の充実を図るとともに、メンタルヘルス研修を実施し、社会的ストレスの心身に及ぼす影響についての認識と理解を深め、自己の健康管理を図ることといたしております。また、給食調理員には、新たに指曲がり症の検査を実施する予定であります。

また、行財政改革につきましては、第2次行政改革大綱の目標年次が終了することから、平成12年12月1日に閣議決定されました国の行政改革大綱の内容も含め、第3次行政改革大綱を策定して、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、外部監査につきましては、所要額を計上いたしております。

また、(仮称)斑鳩宮造営1400年記念事業を展開して、ふるさととしての「斑鳩」をいま一度見直し、町民憲章に掲げる聖徳太子ゆかりの斑鳩のまちに住むことを誇りとし、「和」の精神を尊び、明るく豊かな郷土づくりをめざし、聖徳太子の「和の精神」を未来に引き継ぐ機会づくり、また、町外の住民にも斑鳩のまちを広く再認識していただく機会とするための事業の実施を考えております。

また、第3次総合計画の実現に向けて、住民、行政協働によるまちづくりを進めるために、新たにまちづくり人材育成事業を実施し、さまざまな角度から「まちづくり」について考える講座を通して、自分たちの町は自分たちがつくるという意識の高揚を図り、まちづくりを担う人材の育成を図ってまいりたいと考えております。また、「女と男が輝く未来計画」に基づき、引き続き、男女共同参画社会の推進に取り組んでまいります。さらに、新年度からは、開かれた町政の推進に向け、さまざまな行政課題について、自治会等から要請があれば、職員が地域に出向きご説明申し上げ意見交換を行う、い

わゆる行政出前講座の実施にも取り組んでまいります。

また、住民基本台帳の一部改正による住民基本台帳ネットワークの構築につきましては、平成15年8月の全国一斉本稼働に向けて、その準備に必要な所要額を計上しております。

次に、民生費につきましては、14億3,941万6,000円を計上いたしました。前年度と比較して、4,430万8,000円の減となっております。

はじめに、(仮称)総合福祉会館の整備につきましては、引き続き、平成15年度完成に向け努力してまいりたいと考えております。

高齢者福祉につきましては、介護保険制度実施から1年が経過していますが、引き続き、制度の定着と、誰もが安心して生活できるまちづくりに努めてまいりる所存であります。そのためには、地域ケア体制の構築と実践が、まず第一であると考えており、その充実に努めてまいりたいと考えております。

平成12年から実施しています介護予防・生活支援事業につきましては、成年後見制度利用支援を新たに加えて一層の充実を図り、要介護者の状態に応じたさまざまなサービスを提供してまいりたいと考えております。

一方、平成12年度に実施いたしました介護保険利用者及びサービス事業者のアンケート結果を踏まえ、よりよい制度運営をめざすとともに、要介護認定を受けていない方の追跡調査を行い、生活状況等を把握し、保健・福祉・医療の面から適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

また、新年度から、家族介護者への支援として、家族介護慰労金支給事業を開始いたします。さらに、現在、低所得者対策として介護保険開始前からホームヘルプサービスを利用している方の同サービスの利用者負担を3%に減免する措置を講じているところですが、介護保険開始後の新規利用者にも適用を拡大して減免を実施することといたしました。

次に、障害者福祉についてであります。障害者計画に基づき、生活支援・社会参加・社会復帰に向けて各種の事業を実施しており、年々増加する対象者のご要望にこたえるために、その所要額を計上しております。

リフト付マイクロバスの運行につきましては、総務費でご説明申し上げましたが、高齢者や障害者の方々が、より有効的に活用できる運行形態で実施してまいりたいと考えております。

次に、児童福祉では、子どもが伸び伸びとすこやかに成長できるよう、良好な環境づくりの一環として、保育園の一時的保育、長時間保育、障害児保育、さらに放課後児童対策など、その充実に努めているところですが、新年度から保護者のご要望にこたえて、学童保育室を第2及び第4土曜日の午前中も開室することといたしております。また、児童手当の給付につきましては、制度改正に伴う所要額を計上いたしました。

次に、衛生費につきましては、9億7,472万5,000円を計上いたしました。前年度と比較して、4,457万1,000円の増となっております。

廃棄物減量のための抜本的な意識改革と廃棄物を資源として再利用する循環型社会の構築を目的といたしました「ごみ処理有料化」であります。皆様のご理解のもと、可燃ごみ、不燃ごみにつきましては、平成12年10月から導入させていただいているところであり、住民の皆様にご理解、ご協力いただき、順調に運用いたしております。

また、前回の議会におきまして議決をいただきましたように、平成13年4月からは粗大ごみの処理についても有料化させていただき、住民の方々に、物を大切に使用する、また、限りある資源を大切にするなど、常に認識をしていただくことにより、さらにごみ減量化に努めてまいりたいと考えております。

そうしたことから、新年度では、次代を担う子どもたちに身近にごみ問題を考えていただける場を提供するとともに、公共施設のごみ減量化を図るため、学校での生ごみ処理機の増設、各公共施設での空缶回収機についても、デポジット対応機種も含めまして新機種への更新を計画しており、その所要額を計上しております。

また、引き続き環境教育の一環として、地域で実施していただいております資源物集団回収、家庭での生ごみ減量化のための生ごみ処理機等の購入に対する助成事業を実施するため、その所要額を計上いたしました。

また、新年度からの粗大ごみ処理有料化導入に伴い、共働き世帯をはじめとする住民の利便性を一層図るため、粗大ごみの軒先収集体制の充実に係る所要額を計上しております。

なお、特定家庭用機器再商品化法が同じく4月から施行されることもあり、本町でも不法投棄増加を危惧する声をいただいております。そういった住民の方々の不安を解消し、ごみのないクリーンなまちづくりに向けて、粗大ごみ収集の充実に努めるとともに、不法投棄対策にも万全の態勢で臨みたいと考えております。

また、近年の環境対策は、高度経済成長期の公害対策から、快適な生活環境の確保へ

と移行しております。そのような中、最近、特に猫の増加などから猫に関する苦情が相次いでおり、飼い主のモラル、責任等が問われております。

そこで、本町では、飼い主に対し、飼い猫の管理及び保護についての意識の高揚を図る一手段として、飼い猫の不妊手術に要する費用の一部を助成し、繁殖を制限させ、迷惑猫、野良猫の減少及び危害・迷惑行為の防止を図りたいと考えており、その所要額を計上しております。

いずれにいたしましても、「ごみ問題」、「環境問題」が真に身近な問題であることを認識し、住民みずからが行う良好な環境の確保に向けた取り組みに対し、支援するための諸事業を実施してまいりたいと考えております。

また、健康づくりの推進であります。高齢社会の到来に備え、みずからの健康はみずから守るという視点に立ち、住民の健康増進や疾病予防・早期発見のため、各種健診、健康診査、健康教室の健康相談等その充実に努めているところであります。特に、新年度からは、生活の場における個々の状況に応じ、訪問による健康指導を推進するとともに、健康寿命を延ばすため生活習慣に留意し、積極的に健康づくりを実践できるよう「健康いかるが21」の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、農林水産業費につきましては、1億7,832万5,000円を計上いたしました。前年度と比較して、4,427万6,000円の減となっております。引き続き、土地改良事業を行いながら、農道や水路等、農業の生産環境の改善、優良な農地の保全に努めてまいりたいと考えております。

なお、農地・農家台帳につきましては、関係業務の迅速化を図るために、電算化を行う経費を計上しております。

次に、商工費につきましては、8,972万円を計上いたしました。前年度と比較して、871万8,000円の減となっております。

商工業の振興につきましては、町内の商工業活動の振興及び地域経済振興を図るため、引き続き、商工業者の債務保証に係る保証料を補給するとともに、新たに、具体的な振興策等を検討するため、商業活動実態調査を計画しております。

また、観光の振興につきましては、本町の歴史文化、自然など地域資源を活かした各種観光事業を実施する観光協会に対する補助金や、ふるさと意識の高揚、コミュニティの育成を図るとともに、観光客の誘致をねらいとして昨年実施いたしました「斑鳩の里ふるさと秋祭り」の実行委員会に対する運営補助金、さらに、観光の拠点である法隆寺

i センターの管理運営に係る所要額を計上しております。

次に、土木費につきましては、12億6,026万1,000円を計上いたしました。前年度と比較して、1億8,267万8,000円の増となっております。

いかるがパークウェイにつきましては、小吉田地区のモデル区間の早期完成に向け奈良国道工事事務所におかれまして、最善のご努力をいただいておりますので、本町といたしましても、その意に応えるために全面的に協力してまいります。議員皆様におかれましても、ご理解、ご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

都市計画道路法隆寺線につきましては、一部道路の築造工事を行っておりますが、町土地開発公社も活用しながら引き続き計画地内の用地買収に努めたいと考えております。

また、歴史的地区環境整備街路としての都市計画道路法隆寺・藤ノ木線につきましては、平成12年度で実施設計が完了いたしますので、平成13年度からは工事に着手し、まず東の起点から約180メートルを計画いたしております。なお、旧菅邸の一部の買収であります。用地交渉をする中で、平成13年3月末までに売却したいとの意向もありますので、平成12年度斑鳩町土地開発公社の事業変更を行い先行買収を行ってまいりたいと考えていますので、よろしくお願い申し上げます。なお、この用地につきましては、土塀の復元等を含め公園の整備を考えているところであります。

また、町営住宅の建設につきましては、一般会計の第7号補正予算で用地の購入及び解体に要する所要額をお願いしておりますが、平成13年度におきましては、平成15年度中の完成に向けまして実施設計に必要な経費を計上しております。

また、地方分権一括法により、里道・水路の法定外公共物は、平成17年3月31日までに、町への無償譲渡が行われますが、そのために平成13年度から、その事務作業を実施する必要があり、所要の経費を計上しております。

また、町道整備5カ年計画等の道路新設改良事業では、生活道路の整備を図るべく引き続き取り組んでいくとともに、交通安全施設整備、道路維持工事につきましても、住民の要望に応えるべく所要額を計上し、日常生活の安全を図っていくことといたしております。

次に、消防費につきましては、3億9,630万2,000円を計上いたしました。前年度と比較して6,768万5,000円の増となっております。

第2分団消防詰所移転事業につきましては、現施設では、消防団員の駐車場もなく、

手狭であり、今日まで消防団から移転整備の要望もありましたが、このたび、法隆寺参道西観光自動車駐車場の廃止に伴い、その跡地を移転先として確保し、平成13年度中の完成をめざすために、工事費等必要な所要額を計上いたしました。また、この場所は、歴史的地区環境整備街路事業である都市計画道路法隆寺・藤ノ木線の起点でもあることから、景観に十分配慮しながら、これにふさわしい整備を計画しております。

また、平成9年度から実施してまいりました小学校区別防災訓練につきましては、平成12年度は南中学校で総合防災訓練として、全町民を対象に実施しましたが、平成13年度では、生駒郡4町による合同の防災訓練を実施する予定で、広域的連携の強化を図ってまいりたいと考えております。

なお、災害備蓄品の購入につきましても、所要額を計上しております。

次に、教育費につきましては、9億2,399万2,000円を計上いたしました。前年度と比較して、1億9,346万5,000円の減となっております。

藤ノ木古墳周辺整備についてであります。史跡地の買い上げにつきましては、残り1件の地権者の方と、去る1月に売買契約が完了いたしました。家屋等の移転までは少し時間を要しますが、今後は、「史跡藤ノ木古墳整備基本計画書」での計画の見直しも検討し、史跡藤ノ木古墳整備検討委員会及び議員皆様とご相談を申し上げながら、藤ノ木古墳周辺整備を行ってまいりたいと考えております。

なお、石室の保存修理につきましては、1月から羨道部閉塞石の調査に着手し、今後、石室及び墳丘保存の工学的調査を、平成12年度繰越事業として平成13年度で実施する予定であります。

また、遺跡の発掘では、上宮遺跡、法輪寺、駒塚古墳及び調子丸古墳の発掘調査を計画しております。

中学校における情報化推進事業につきましては、平成4年に一定の整備を行ってまいりましたが、コンピュータを更新し、インターネット等を通して新しい情報教育を推進するために、平成13年度から2カ年計画で整備を行うために必要な所要の予算を計上いたしました。

また、小中学校のトイレにつきましては、平成7年度から3カ年計画で、やさしいまちづくり事業の一環として一定の整備を行ったところですが、その後3カ年が経過し、損傷等も生じておりますので、より快適な教育環境の充実を図るために、新たに平成13年度から3カ年計画で、各小中学校のトイレの改修を行ってまいりたいと考えており

ます。

また、各小中学校の維持補修につきましては、必要に応じ実施するとともに、障害児童・生徒に対応するために、階段の手すり設置など、誰もが学べる学校づくりに努めたいと考えております。

また、新学習指導要領の施行が平成14年度から小中学校において全面実施され、新たに各学校が創意工夫をこらして、これまでの教科の枠を超えた学習ができる「総合的な学習の時間」が新設され、特色ある教育を展開し、特色ある学校づくりができるようになります。本町では、これらのねらいを達成するために、平成13年度中に各学校の「総合的な学習の時間」の内容や指導方法の検討に要します所要の予算を計上いたしました。

また、IT講習推進事業につきましては、本定例会で議会の委任による専決処分のご報告をさせていただいておりますが、平成12年度中にパソコン20台を中央公民館に設置し、平成13年度は、講習会を実施してまいりたいと考えており、計画といたしましては、1講座12時間程度で50講座を予定しており、約1,000の方が受講していただけると考えております。

また、社会教育施設の整備拡充につきましては、すこやか斑鳩・スポーツセンター内のテニスコートの張り替え、天満池スポーツグラウンドの駐車場及びトイレの改修を行う予定をしております。なお、中央公民館におきましても必要な改修を計画いたしております。

続きまして、歳入についてであります。冒頭で申し上げておりますように、地方財政を取り巻く環境は、極めて厳しい状況ではあるものの、緩やかな改善が続いているといわれていますが、財源確保には予断を許さない状況であります。このような中、町の自主財源であります町税では、31億610万1,000円を計上いたしました。前年度と比較して、1,310万円の増となっております。これは、法人税の税制改正、固定資産税等の増によるものであります。

地方譲与税では、6,710万円を計上いたしました。前年度と比較して、50万円の増となっております。

利子割交付金では、1億2,700万円を計上いたしました。前年度と比較して、2,590万円の増となっております。

地方消費税交付金では、1億8,600万円を計上いたしました。前年度と比較して

、3, 110万円の増となっております。

ゴルフ場利用税交付金では、4, 800万円を計上いたしました。前年度と比較して、200万円の減となっております。

自動車取得税交付金では、前年度と同額の3, 540万円を計上いたしました。

地方特例交付金では、1億230万円を計上いたしました。前年度と比較して、1, 590万円の減となっております。

地方交付税では、26億7, 700万円を計上いたしました。前年度と比較して、7, 550万円の減となっております。これは、国における交付税の財源不足分を交付税特別会計借入金により措置されてきましたが、平成13年度の地方財政対策においてこれを見直し、国と地方の責任分担の明確化、国と地方を通ずる財政の一層の透明化等を図るために、交付税の不足分を国と地方が折半して負担することによるものであります。なお、地方の負担分は臨時財政対策債により補てん措置を講じることとされております。

交通安全対策特別交付金では、前年度とほぼ同額の500万円を計上いたしました。

分担金及び負担金では、1億875万2, 000円を計上いたしました。前年度と比較して、2, 300万1, 000円の減となっております。

使用料及び手数料では、2億1, 996万2, 000円を計上いたしました。前年度と比較して、1, 995万4, 000円の増となっております。

国庫支出金では、3億7, 139万3, 000円を計上いたしました。前年度と比較して、4, 333万1, 000円の増となっております。

県支出金では、2億7, 156万8, 000円を計上いたしました。前年度と比較して、2, 014万3, 000円の減となっております。

財産収入では、1, 042万3, 000円を計上いたしました。前年度と比較して、12万9, 000円の減となっております。

寄附金では、900万円を計上いたしました。前年度と比較して、600万円の減となっております。

繰入金では、6, 817万4, 000円を計上いたしました。前年度と比較して、2億1, 270万8, 000円の減となっております。

繰越金では、平成12年度予算の執行を見込む中で、1億5, 000万円を計上いたしました。

諸収入では、2,892万7,000円を計上いたしました。前年度と比較して、520万4,000円の減となっております。

町債では、4億790万円を計上いたしました。前年度と比較して、2,680万円の増となっております。内訳といたしましては、水道事業会計出資債6,180万円、治水対策事業債3,230万円、地方特定道路整備事業債6,750万円、公営住宅建設事業債850万円、防災まちづくり事業債7,370万円、減税補てん債3,410万円と、臨時財政対策債につきましては、1億3,000万円を借り入れる予定にしております。臨時財政対策債は、地方交付税のところでもふれましたが、地方一般財源の不足分を、平成13年度から平成15年度の間限り、各地方自治体が特例地方債として借り入れることとなりました。また、臨時財政対策債の元利償還金については、その全額が基準財政需要額に算入されることとなっております。

以上の借り入れを行い事業の進捗を図りたいと考えておりますが、後年度の財政負担等を考え、できる限り交付税措置等がなされる有利な起債の充当を行ってまいりたいと考えております。

次に、議案第12号 平成13年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についてありますが、予算総額は歳入歳出それぞれ18億1,545万円で、前年度と比較して、1億4,725万円、8.8%の増となっております。

国民健康保険制度は、制度創設以来半世紀以上にわたり、国民皆保険体制の中核として、地域医療の確保、住民の健康の保持・増進に大きく貢献してきたところでありますが、急速な高齢化の進展に伴い、高齢者を構造的に多く抱え、老人医療費を中心とする医療費が増加しております。加えて、景気の回復が緩やかに進んでいるとはいえ、企業のリストラや倒産による失業率は高く、社会経済情勢の悪化により低所得世帯が増加し、国民健康保険の事業運営は年々厳しいものとなってきております。

また、医療保険制度の改革は、その一部が平成13年1月に実施されたものの、抜本改革は平成14年度に先送りされるなど不透明な状況となっております。

このような状況の中、ふえ続ける医療費の抑制に努めることが、国保財政の安定につながると考えており、平成13年度から新たに人間ドック健診事業を取り入れ、疾病の早期発見を図るとともに、健康教育等保健事業と連携をとりながら疾病予防対策の充実強化に努めてまいりたいと考えております。また、レセプト点検業務を継続することにより、医療費の適正化を図り、収支両面にわたる対策をより一層推進し、事業の安定化

を図ることを念頭に置いて予算編成をいたしました。

まず、歳入では、国民健康保険税の税収は、6億9,144万円で、前年度と比較して644万円、0.9%の増を見込み、一般会計繰入金につきましては、前年度と比較して1,103万3,000円、9.1%の増で、1億3,237万9,000円を計上しております。

一方、歳出では、予算総額の過半を占める保険給付費についてであります。前年度と比較して6,821万8,000円増の11億6,882万2,000円を計上しております。

第4款 介護納付金であります。1人当たり3万4,700円で9,473万1,000円を計上いたしました。

次に、議案第13号 平成13年度斑鳩町老人保健特別会計予算についてであります。予算総額は歳入歳出それぞれ21億6,900万円で、前年度と比較して2億6,200万円、13.7%の増となっております。

高齢化が進む中、医療費も増え続けており、平成13年1月からは世代間の公平な負担という観点等から、定率1割負担制が導入されたところであります。住民の老後における健康保持と適切な医療の確保を図るため、多受診、頻回受診者に対する訪問指導やレセプト点検を行い、医療費の適正化に努めるとともに、疾病の予防、健康相談等の保健事業を実施し、医療費の抑制に努めてまいりたいと考えております。

本特別会計は、支払基金・国・県・町がそれぞれの負担割合に応じた拠出金を歳入財源として運営いたしております。一般会計の負担額は、1億1,649万3,000円で、前年度と比較して1,264万5,000円、12.2%の増となっております。

高齢者が安心して、また適切な医療が受けられるよう、当該制度の安定的な運営を将来にわたって確保していくためには、各種保健事業との連携を一層強化することが重要であり、老人保健福祉施策を総合的に推進していくことが肝要であると考えております。

次に、議案第14号 平成13年度斑鳩町観光自動車駐車場特別会計予算についてであります。予算総額2,300万円を計上いたしました。前年度と比較して320万円の減となっております。

本特別会計の根幹をなす駐車場使用料収入で320万円の減額となっております。修学旅行の小グループ化が一層進行する中で、大型自動車の利用の減少が見込まれるた

め減額計上となっております。

こうした中、本議会においてご審議をお願いしているところではありますが、駐車場経営の効率化、合理化を図るため、法隆寺参道西観光自動車駐車を廃止して適正な運営に努めてまいりたいと考えております。なお、駐車場運営が厳しい状況にある中で、一般会計への繰り出しは、1,272万5,000円を計上いたしました。

次に、議案第15号 平成13年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算についてであります。

平成11年10月に「建物取去土地明渡請求事件」として、裁判所へ訴状の提出を行い、今日まで11回の公判が開かれているところであります。現在、和解を前提として審理中であり、今後も公判の経過を見守っていきたいと考えております。

平成13年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ507万円を計上いたしました。歳入については、前年度からの繰越金が主なものであります。

歳出では、当該財産区の維持管理に必要な経費として19万3,000円を、残額については予備費として487万7,000円を計上いたしました。

次に、議案第16号 平成13年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についてありますが、予算額は、9億9,250万円を計上いたしました。前年度と比較して1億1,200万円、12.7%の増となっております。公共下水道事業につきましては、平成4年度から事業着手し、国庫補助金の確保に努めながら整備を進めており、平成13年度末には、整備面積として約73ヘクタール、管渠延長で約19キロメートルを整備完了することとなっております。

一方、流域下水道事業についてであります。懸案となっております中継ポンプ場について、地域住民の方々のご理解も得られ、現在、県において順調に工事が進められており、平成16年度には、すべて工事が完成する予定であります。

また、流域下水道竜田川幹線管渠第3号工事ではありますが、当町稲葉車瀬に発進基地が築造され、シールド工事が順調に進められているところであります。

なお、これで浄化センターから稲葉車瀬区間の管渠築造工事及び中継ポンプ場建設工事のすべての工事が着工されたことになり、早期完了をめざし県において努力されているところであります。

次に、議案第17号 平成13年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてありますが、本特別会計は介護保険事業勘定と介護サービス事業勘定とに区分して計上して

おります。

まず、介護保険事業勘定であります。介護保険給付の円滑な実施に資するため、歳入歳出予算の総額として10億9,455万円を計上いたしました。

介護保険の給付につきましては、平成12年度からの5カ年計画である介護保険事業計画に基づき、介護サービスに係る事業費を見込む中で、居宅サービス、施設サービス、サービス計画等の費用として10億767万6,000円を計上いたしております。介護を必要とする方やその家族が安心して介護サービスを受けることができるよう、要介護認定の普及推進、サービスの安定的な供給等に引き続き努めてまいりたいと考えております。

保険料につきましては、平成12年度から平成14年度までの3年間の保険給付量などを見込み、3年間の平均をとって、基準保険料を年間で3万7,000円（1カ月約3,084円）と定めているところであります。保険料は、平成12年度・13年度においては国により特例措置が講じられ、軽減がなされているところであり、平成13年度は通常年度の4分の3の1億3,694万1,000円を計上いたしております。また、その他保険給付に係る収入といたしまして、国庫負担金を2億153万6,000円、県負担金を1億2,596万円、支払基金交付金を3億3,253万3,000円、調整交付金を3,706万2,000円を計上いたしております。一般会計繰入金といたしましては、2億1,465万8,000円を計上しており、内訳は介護給付費繰入金として1億2,596万円、職員給与や事務費等に係る繰入金として4,238万6,000円、保険料の軽減分を補てんする介護保険円滑導入費繰入金として4,631万2,000円を計上いたしております。

次に、介護サービス勘定であります。歳入歳出予算の総額として712万5,000円を計上いたしました。訪問看護ステーションが介護サービス提供事業者として、医師の指示やサービス計画に基づき、居宅の要介護者に対して療養上の世話や必要な診療補助を行うものであります。

介護保険制度は発足して1年が経過しようとしておりますが、まずはスムーズにスタートが切れたものと考えております。しかし、平成13年10月分からは通常額の保険料徴収が行われるようになるなど、介護保険に係る環境は今後も変化いたします。介護保険事業の運営につきましては、介護保険運営協議会において事業計画の進捗状況などについてご審議いただきながら、制度の定着を図るための周知啓発や介護保険に関す

る諸課題の分析などに努めてまいりたいと考えております。

次に、議案第18号 平成13年度斑鳩町水道事業会計予算についてであります。

まず、第1浄水場整備事業であります。昭和32年建設以来、給水人口の増加や生活水準の向上等による給水量の増加に対し、整備・拡張を行いながら安定給水に努めてきたところであります。しかし、建設以来40年以上も経過し、個々の施設の老朽化等による浄水処理能力の低下による浄水水質の悪化のおそれが予想されることから、清浄で安定した飲料水の供給と、公営企業としての独立採算と中長期的視野に立った効率的な運営を基本に整備するものであり、平成13年度・14年度の2カ年継続事業として予算を計上いたしております。

予算の概要であります。収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益で8億5,486万1,000円、前年度と比較して4,615万6,000円の減額で、主なものは、給水収益で少子化、住民の節水意識の向上、節水器具の普及等によるものと思われ、年間給水量では、前年度より18万立方メートル減の374万立方メートルで計上したことによるものであります。

水道事業費用では、8億8,965万4,000円、前年度と比較して3,270万7,000円の減額で、主に受水費等であり、また県営水道の依存率は65.0%であります。

その結果、事業収支では3,479万3,000円の支出超過となりますが、消費税等を差し引いた実質赤字は3,445万5,000円となり、損益勘定留保資金で補てんしたいと考えております。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入で、2億403万9,000円、前年度と比較して1億3,596万1,000円の増額で、主に第1浄水場の整備に伴います国庫補助金、他会計出資金及び企業債であります。

資本的支出では、3億7,952万5,000円で、前年度と比較して6,558万3,000円の増額で、生物接触ろ過による第1浄水場の整備事業費等が主なものであります。さらに、上水安全対策事業として老朽管の更新事業を進め、安定給水に向け努力してまいりたいと考えております。

次に、認定第1号 町道認定についてであります。開発行為等により寄附を受けた2路線及び道路新設改良工事のうち、本年度完了する3路線をあわせての5路線につきまして町道認定をお願いするものであります。

次に、報告第2号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成12年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）であります。地方自治法第180条第1項の規定により、議会から専決事項の指定をいただいた事項について専決処分を行ったものについて報告させていただくものであります。

国において、「日本新生のための新発展政策」の具体的施策の一つとして、情報通信技術の基礎技能の早期普及を図るため、「学習活動支援設備整備事業」が創設されたことにより、全額国費によるパソコン等の機器の購入のため329万円を増額補正し、中央公民館に設置するものであります。

次に、報告第3号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成12年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の変更について）であります。地方自治法第180条第1項の規定により、議会から専決事項の指定をいただいた事項について専決処分を行ったものについて報告させていただくものであります。現場における試験掘削の結果、既存のコンクリート擁壁の撤去及び地下水の止水を目的に地盤改良材の増量により294万1,050円の増額の請負契約の変更をさせていただくものであります。

次に、報告第4号 平成13年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてであります。

いかるがホールが、地域文化・芸術の創造と情報発信の拠点として、より一層活発に文化芸術活動が展開されるよう図ってまいりたいと考えております。

平成13年度において財団が行う主な事業内容であります。町民参加事業として、「劇団いかるが」の第3回公演を予定いたしております。今回も公演については、戯曲を町内外に広く募集を行い、斑鳩町の歴史・文化を知る機会づくりにしたいと考えております。また、今年度から新しく住民に参加を募り、「和太鼓いかるが創作ワークショップ」を開催し、太鼓演奏者の養成・組織づくりを行い、新しい郷土芸能の創作を行います。9月開催の舞太鼓コンサートでは、「舞太鼓あすか組」と「和太鼓いかるが」のジョイントコンサートを開催いたします。また、若者対象に第4回バンドコンテストを開催いたします。芸術文化の鑑賞として、古典芸能の狂言と落語の桂文珍独演会を開催いたします。小ホールでは、ワンダフルワールドコンサートとして著名な演奏家を招きコンサートを開催、他に、映画劇場、浪曲独演会、また、クリスマスイベントとして定着いたしております斑鳩シンフォニックバンド出演のウインターコンサートの開催、文化・芸術の機会拡充のため6講座の開講等、15の自主事業を開催してまいります。

次に、受託事業では、いかるがの里の歴史・文化情報を発信するため「いかるがの里連続公開講座」を例年2回開催してまいりましたが、平成13年度から年1回の開催となっております。

なお、いかるがホールの管理運営については、文化活動の利用促進を図り、効率的・効果的な運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、報告第5号 平成12年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更（第3号）及び平成13年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告についてであります。

まず、平成12年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更（第3号）につきましては、処分事業では、都市計画道路代替用地として龍田西3丁目地内で取得し、造成を行い、代替用地等に処分してきたところではありますが、今般道路及び水路部分を町に処分することに伴います増額変更となっております。

また、都市計画道路用地処分事業で、都市計画道路法隆寺線に係る処分額につきまして、1億8,600万円を増額変更し、2億4,600万円となっております。

次に、代替用地処分事業として、斑鳩東小学校前の代替用地の一部を県道天理・斑鳩線の代替用地として処分することにより増額変更をお願いしております。

次に、取得事業では、農道整備事業用地取得について、用地買収に至るまで進捗が図られないため減額変更となっております。

また、歴史的地区環境整備街路事業として、西里の旧菅邸の用地取得として6,648万2,000円の増額変更をお願いし、取得事業を追加させていただいております。

次に、平成13年度斑鳩町土地開発公社事業計画についてであります。

まず、取得事業では、法隆寺線に係る都市計画道路用地取得事業として3億7,000万円を取得に要する所要額として計上いたしました。

また、処分事業であります。道路新設改良用地処分事業で、3,441万3,000円、法隆寺線に係る都市計画道路用地処分事業で1億3,300万円、集会所用地処分事業で781万2,000円、駅前整備用地処分事業（駅前駐在所用地）で9,742万円の合計2億7,264万5,000円の計上を行っております。

以上で、提案いたしましたそれぞれの議案につきましても概要説明を終わらせていただきますが、いずれの議案につきましてもよろしくご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、本日提案いたしておりませんが、現代表監査委員の岡田義治氏の任期が3月2

8日付で満了となるため、その後任について、選任同意案件を最終日に追加議案として上程をさせていただきたいと考えております。

また、あわせ、去る12月議会にて議決していただきました斑鳩町政治倫理条例に係る斑鳩町政治倫理審査会委員の選任同意案件につきましても、最終日に追加議案として上程をさせていただきたいと考えております。

いずれの人事案件につきましても、上程させていただいた際には、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

長時間のご清聴ありがとうございました。

○議長（万里川美代子君） 大変ご苦労さまでございました。

ここでお諮りいたします。本日提出されています日程7から日程29までの議案について、ただいま町長から総括提案説明を受けましたので、日程28、報告第4号、日程29、報告第5号を除く21議案については、会議規則第39条第2項の規定により、提案説明を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（万里川美代子君） 異議なしと認めます。よってこれより議事日程に従い議事を進めてまいります。

それでは、日程7、議案第1号 斑鳩町外部監査契約に基づく監査に関する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（万里川美代子君） これをもって議案第1号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第1号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて日程8、議案第2号 斑鳩町防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（万里川美代子君） これをもって議案第2号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第2号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて日程9、議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたし

ます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(萬里川美代子君) これをもって議案第3号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第3号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて日程10、議案第4号 斑鳩町観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(萬里川美代子君) これをもって議案第4号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第4号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて日程11、議案第5号 平成12年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(萬里川美代子君) これをもって議案第5号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第5号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて日程12、議案第6号 平成12年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(萬里川美代子君) これをもって議案第6号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第6号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて日程13、議案第7号 平成12年度斑鳩町観光自動車駐車場特別会計補正予算(第2号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(萬里川美代子君) これをもって議案第7号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第7号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて日程14、議案第8号 平成12年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算

(第2号) についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(萬里川美代子君) これをもって議案第8号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第8号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて日程15、議案第9号 平成12年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号) についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(萬里川美代子君) これをもって議案第9号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第9号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて日程16、議案第10号 平成12年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第3号) についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(萬里川美代子君) これをもって議案第10号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第10号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて日程17、議案第11号 平成13年度斑鳩町一般会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(萬里川美代子君) これをもって議案第11号に関する総括質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。ただいま議題となっています議案第11号については、委員会条例第5条の規定に基づき、委員7名をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(萬里川美代子君) 異議なしと認めます。よって、議案第11号については、委員7名をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

お諮りをいたします。ただいま設置されました特別委員会の委員には、委員会条例第7条の規定により議長において指名いたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(萬里川美代子君) 異議なしと認めます。よって議長において指名いたします。

総務常任委員会から、森河議員、山本議員、松村議員、厚生常任委員会から、里川議員、喜多議員、建設水道常任委員会から、小野議員、中西議員の各議員を指名いたします。

以上7名の議員様にはよろしくお祈りをいたします。

続いて、日程18、議案第12号 平成13年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(萬里川美代子君) これをもって議案第12号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第12号は、予算審査特別委員会に付託いたします。

続いて、日程19、議案第13号 平成13年度斑鳩町老人保健特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(萬里川美代子君) これをもって議案第13号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第13号は、予算審査特別委員会に付託いたします。

続いて、日程20、議案第14号 平成13年度斑鳩町観光自動車駐車場特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(萬里川美代子君) これをもって議案第14号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第14号は、予算審査特別委員会に付託いたします。

続いて、日程21、議案第15号 平成13年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算

についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(萬里川美代子君) これをもって議案第15号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第15号は、予算審査特別委員会に付託いたします。

続いて、日程22、議案第16号 平成13年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(萬里川美代子君) これをもって議案第16号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第16号は、予算審査特別委員会に付託いたします。

続いて、日程23、議案第17号 平成13年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(萬里川美代子君) これをもって議案第17号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第17号は、予算審査特別委員会に付託いたします。

続いて、日程24、議案第18号 平成13年度斑鳩町水道事業会計予算についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(萬里川美代子君) これをもって議案第18号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第18号は、予算審査特別委員会に付託いたします。

続いて、日程25、認定第1号 町道認定についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。10番、西谷議員。

○10番(西谷剛周君) そもそも町道認定について、町道認定に至る基本的な考え方な

り基準があったら、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（萬里川美代子君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水義則君） 町道認定の基準ということでございます。町が施工します道路につきましても、基本的には幅員4メートルを基準にしております。しかし、新設の場合でございますが、また生活道路として常に利用の多いところにつきましては、その状況を見て町道認定にも考えていくという基本方針を持っております。数字的にはちょっと今資料のないところもございますが、基本的にはそういう考え方をしております。

○議長（萬里川美代子君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 今の部長の答弁の中で、私は町道を認定するというのは、ある意味では不特定多数の方が利用されるという中では、公道から公道へつながっているという解釈をしているんですが、以前そういう形で聞いたような気がしているんですが、今はその考え方が変わっているんでしょうか。変わっていたらまた教えていただきたいんです。

○議長（萬里川美代子君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水義則君） 今、議員がお述べのように、基本的には町道と町道をつなぐという――町道には限りませんが、県道、国道ということで、公道をつなぐというのが基本でございます。それ以外に、開発道路並びに位置指定道路につきましては、完了検査が終了した後に、その協議の中で、町に対しての寄附をお願いしております。その中で、寄附をいただいた中で、認定までは町財産ということで管理するわけでございますが、その中で認定していく考えとしましては、必ず一方公道に接しているということと考えております。

○議長（萬里川美代子君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） それでは、今の部長の答弁の中で、ただいまの整理番号の5というのは、これは地図を見る限りでは突き当たりの道路だと思うんですが、これは宅地造成業者が造成をやって、そして寄附をいただいてそういう町道として認定したということなんですか。

○議長（萬里川美代子君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水義則君） 整理番号5番につきましては、今回お願いしております64.7メートルにつきましては、県道に面していると、公道に接しているということ

で認定を考えております。

○議長（萬里川美代子君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） そしたら、町道認定については、とにかく片方が公道に接していたら突き当たりであってもそれは認定していくと。そういう面では、私が当初考えました不特定多数ではなくて特定の方が利用される土地について町が町道に認定するという結果になろうかと思うんですが、その辺についての部長の考え方をお聞きしておきたいと思います。

○議長（萬里川美代子君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水義則君） 今現在までに町道に認定されていない旧来からある道路がございます。こういうところについては、不特定多数の方が通られるところについては、当然その幅員等も考慮しながら町道を認定にしていこうというのが基本となっております。ただ、開発道路、位置指定道路につきましては、現実に道路としての形に残りますので、不特定多数の方が通るといっても、寄附をお願いする中で町の財産となりますので、それを町財産として管理するのか道路の部分として管理するのかという2つに分かれるわけですが、管理面から考えると、現状が道路である以上、やはり町道認定という形をとって管理していくものと考えます。

○議長（萬里川美代子君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） それでは角度を変えて、今のような場合に、例えば開発をされるときに既に町道としてするのか、全部そういう家が建って住んでから業者から寄附という形で町へもらったものを後で町道として認定するのか、その点はどうなんですか。

○議長（萬里川美代子君） 清水都市建設部長。

○都市建設部長（清水義則君） 道路につきましては、開発行為が、土地の変更行為が終わってから完了検査がございますので、建物等は別にして、開発の場合も、位置指定道路の場合ですけれども、その検査が終わった、完了したという確認後寄附をいただくということになっております。

○議長（萬里川美代子君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） それでは、一応それで置いときたいと思います。後は一般質問の中でまた触れていきたいと思います。

○議長（萬里川美代子君） これをもって認定第1号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています認定第1号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程26、報告第2号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成12年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）を議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（萬里川美代子君） これをもって報告第2号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています報告第2号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程27、報告第3号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成12年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の変更について）を議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（萬里川美代子君） これをもって報告第3号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています報告第3号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程28、報告第4号 平成13年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（萬里川美代子君） 異議なしと認めます。よって報告第4号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。野口企画財政課参事。

○企画財政課参事（野口英治君） 報告第4号、平成13年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告につきましてご報告を申し上げます。

議案書を朗読いたします。

報告第4号

平成13年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成13年3月1日提出

斑鳩町長 小城利重

まず、平成13年度事業計画につきましてご説明を申し上げます。

最初に、平成13年度事業計画につきまして、1ページをお開きいただきたいと思います。

本平成13年度事業計画につきましては、事業計画の朗読をもちまして報告にかえさせていただきます。

平成13年度事業計画

斑鳩町の総合計画に掲げる「文化の香り高く心豊かなまち」を重点課題として、文化・芸術の振興、参加機会の充実、交流活動の促進を掲げて、住民の多様な文化的要求と幅広い文化活動にこたえていくため、次の事業を実施します。

1. 芸術・歴史文化事業の企画及び実施

自主事業では、芸術文化鑑賞型事業の5事業と、住民参加型事業の6事業と、音楽・演劇・演芸などの生活娯楽型事業の4事業、合計15事業を開催します。

斑鳩町からの受託事業として、斑鳩の里大学連続公開講座を開催します。

2. 芸術・歴史文化事業活動の普及・振興・支援事業

地域住民の文化・芸術への参加機会を高め、住民が鑑賞し、演じ、創作する活動を進めるため自主グループとの連携と活動養成、支援を行います。

「劇団いかるが」公演を初め、今年度から新しく「和太鼓いかるが」講座の開催を行い、住民みずからが演じ活動できる機会の拡充に努めます。

3. 歴史・文化情報の収集及び提供

いかるがホールが実施する文化事業、その他の情報の広報周知を図るため、機関誌「いかるがホール」を発行します。

4. いかるがホールの管理運営

斑鳩町からいかるがホールの管理運営の委託を受けて、使用申請受け付け及び施設貸し出し業務を行うとともに、ホールの設備の管理業務を行います。

これらの事業計画を事業別に記載いたしておりますのが次ページの平成13年度事業予定であります。

まず、自主事業につきまして2ページから3ページに記載しております。

13年度事業予定のうち、自主事業、事業数につきましては15事業であります。

その主な事業概要では、まず住民参加型事業といたしまして、町民劇団の劇団いかるが第3回目公演を11月24日開催。今年度も戯曲を募集、斑鳩町の歴史文化を知る機会づくり、住民相互の交流の場として開催。また、9月には、いかるがの里音楽祭として第4回アマチュアバンドコンテストを開催。若者たちの発表の場を提供します。また、9月23日、日本の伝統芸能である太鼓演奏によります舞太鼓コンサートを開催。この事業につきましては、今年度から新しく住民に参加を募りまして、文化講座として「和太鼓いかるが創作ワークショップ」を開催。和太鼓演奏者を養成する中で、演奏者による組織づくり、プロとの共演によります発表の機会として位置づけております。また、いかるがホールの小ホールにおきまして、国内外から演奏者を招き、ワンダフルワールドコンサート年4回開催する計画であります。また、ファミリーを対象にしましていかるが映画劇場を年4回開催。また、芸術、文化鑑賞として古典芸能、桂文珍落語独演会の開催、2月には和泉流狂言会を開催、12月に吉田奈良丸独演会といかるがカラオケ歌自慢の開催、12月には、クリスマスイベントとしてウインターコンサートを開催するなど、また、文化、芸術の機会拡充を図るため文化講座として、演劇、舞台、切り絵、映像、太鼓練習等の体験学習講座の6つの講座を開講する事業計画になっております。

以上、15事業の自主事業計画であります。以上の自主事業に要します事業費概算費用合計では2,951万円、自主事業によります入場券等の販売収入見込み額合計では1,396万9,000円で、支出に対する収入の割合では47.3%であります。

次に、4ページ、受託事業であります。受託事業につきましてご説明させていただきます。

連続公開講座は、いかるがの里大学を8月に開講、この事業につきましては、いかるがの里にかかわるさまざまな分野をテーマに、いかるがの里の歴史、文化情報を発信する機会として開催計画を挙げております。

以上の受託事業費では、50万円を計画しております。

次に、平成13年度の予算規模であります。収支予算書総括表であります。

この13年度の予算規模につきましては、収入・支出予算額とも1億8,032万8,000円で、前年度比較では1,075万5,000円の減額予算であります。

まず、収入の部では、財団の活動によります収入、基本財産運用収入30万円、事業収入3,464万2,000円、入会金収入65万円、雑収入49万2,000円の合

計3,608万4,000円で、収入全体に占める割合では20%であります。町からの補助金収入1億4,424万4,000円、その割合では80%となっております。

次に、支出の部で、財団の事業活動に要します費用では、自主事業費2,951万円、総務管理費1,999万5,000円、友の会運営費65万円、管理費116万2,000円、合計5,131万7,000円であります。

また、町から財団に委託しました事業費では、受託事業費50万円と施設管理運営費1億2,751万1,000円、合計1億2,801万1,000円となっております。

当期支出合計では、1億8,032万8,000円、前年度比較1,075万5,000円の減額予算となっております。

以上、当期収入と当期支出同額とし、次期繰越収支差額ゼロ円とする予算であります。

以上、簡単ではありますが、報告第4号についての報告とさせていただきます。

なお、本案につきましては、平成13年2月5日開催の財団理事会においてご承認を得ていることをあわせてご報告させていただきます。よろしく願いいたします。

以上、簡単ですが平成13年度の斑鳩町文化振興財団事業計画の報告とさせていただきます。

○議長（萬里川美代子君） 報告が終わりました。

本件について質疑をお受けいたします。7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） ちょっと聞いておきます。

大ホール、いわゆる開館日——営業日で、今年度何日使用していない日があるのか、予想になると思いますけれども、3月末ですから。それから、新年度では何日ぐらい使用をしない日があるのか、今年並みなんか、その点について伺っておきたいと思っております。○議長（萬里川美代子君） 野口企画財政課参事。

○企画財政課参事（野口英治君） 順番は非常に申しわけございませんが、逆になって失礼させていただきます。

今年度、13年度の大ホールにおきます予算に計上いたします稼働日数につきましては、使用する場合、午前、午後、夜間の1日3回ということで計算しますと、使用日数306日の3倍、918件のうち183件ということで予算計上をさせていただいております。実態であります……

○7番（野呂民平君） 午前だけ使われても1日使ったと。全く使われない日で結構ですよ。

○企画財政課参事（野口英治君） 失礼しました。去年の11年度の実績であります、260件ですねんけど、日数……、分析いたしておりますのは、午前、午後、夜間、1日1回使われますと3カウントということで計算さしてもらって分析を加えておりますので、1日午前だけ使われたのは1回、あるいは1日朝、昼、晩使われたのは3回ということでカウントをいたしております。それで、11年度実績では260件の利用がございました。

○議長（萬里川美代子君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） 私が聞いているのは、そのカウントとか1日朝、昼、晩使うたら3回カウントとか、そんなことは聞いてないんです。いわゆる1カウントでも使われた日は使われた日と。全くあいている日ですね、これがいわゆる営業日で何日あるのかということなんです。

○議長（萬里川美代子君） 野口企画財政課参事。

○企画財政課参事（野口英治君） 失礼しました。開館日数308日を営業いたしている中、利用可能日数283、これは清掃日を引いた残り、利用日数207となりますので、101日が使われてない日ということです。

○議長（萬里川美代子君） これをもって質疑を終結いたします。

報告第4号 平成13年度斑鳩町文化振興財団事業計画の報告についてを終わります。

続いて、日程29、報告第5号 平成12年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更（第3号）及び平成13年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（萬里川美代子君） 異議なしと認めます。よって報告第5号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。池田企画財政課長。

○企画財政課長（池田善紀君） それでは、報告第5号 平成12年度斑鳩町土地開発公

社事業計画の変更（第3号）及び平成13年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告につきましてご報告を申し上げます。

議案書を朗読いたします。

報告第5号

平成12年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更（第3号）

及び平成13年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成13年3月1日提出

斑鳩町長 小城利重

まず、平成12年度の事業変更予算からご報告を申し上げます。提出いたしております平成12年度斑鳩町土地開発公社事業変更予算（第3号）の10ページ及び11ページをごらんいただきたいと思えます。

初めに、10ページの処分事業でございます。

既定予定額7,814万5,000円に対しまして、変更予定額で2億5,620万9,000円の増額をお願いし、合計で3億3,435万4,000円となっております。

内訳といたしましては、新たに道路新設改良事業用地処分を追加し、変更予定額は4,755万2,000円でございます。これにつきましては、龍田西3丁目地内におきまして、平成11年度に都市計画道路代替用地として取得し、造成を行い、代替用地等に処分を行ってきたところではありますが、今般道路等を町に処分することに伴います増額でございます。

なお、町におきましては、本定例会に一般会計補正予算をお願いいたしておりますが、当該地の北側の町道548号から県道王寺三郷斑鳩までの道路要望もあり、今般国の臨時経済対策事業の1つとして、より有利な財源により買収することにいたしております。

また、都市計画道路事業用地処分では、都市計画道路法隆寺線でございますが、既定予定額6,000万円に対しまして、変更予定額1億8,600万円の増額をお願いし、合計で2億4,600万円となっております。これにつきましては、一般会計におきまして、平成12年度内に2回の増額補正予算をお願いしてまいりましたが、事業進捗

を勘案し、今般事業用地の処分額を増額するものであります。

また、一番下の代替用地処分につきましては、新たに事業を追加し、変更予定額は2,265万7,000円でございます。これにつきましては、東小学校前の法隆寺南2丁目地内の代替用地を、議員皆様にご心配いただいております県道天理斑鳩の拡幅に伴う移転交渉につきまして、新たに1地権者の方と交渉がまとまりましたので、この方への代替用地として214平方メートル、約65坪を処分するものでございます。なお、この処分に伴い、約999万7,000円の利益が生じる予定でございます。

次に、11ページの取得事業でございますが、既定予定額6億4,550万円に対しまして、変更予定額3,948万2,000円の増額をお願いし、合計6億8,498万2,000円でございます。

内訳といたしましては、3段目の農道整備事業用地取得で、既定予定額2,700万円に対しまして、変更予定額は全額の2,700万円の減額でございます。これは、町単独の土地改良事業高安農道が用地買収までの進捗が図られないために、一般会計補正予算におきまして工事費の減額を行いますので、これに合わせて用地費につきましても全額を減額するものでございます。

また、歴史的地区環境整備街路事業用地取得につきましては、新たに6,648万2,000円の増額変更をお願いするものでございます。これは、歴史的地区環境整備街路として、都市計画道路法隆寺藤ノ木線の実施設計を平成12年度で行っており、平成13年度から工事に着手するところでございますが、この都市計画道路の整備に関連して、11ページの次にご参考として位置図をお示しいたしておりますが、西里の東南であります。旧菅邸の一部567.83平方メートルを買収するものでございます。なお、この用地につきましては、土堀の復元等を含め公園の整備を考えているところでございます。

次に、2ページへお戻りいただきたいと思っております。

第1表、収益的収入及び支出予算でございます。

収入の事業収益、公有地取得事業収益で、既定予定額7,814万5,000円に対しまして、変更予定額2億5,620万9,000円で、合計3億3,435万4,000円でございます。内訳としましては、先ほどの処分の変更に係るものでございます。

次に、支出では、事業原価、公有地取得事業原価で、既定予定額7,731万3,0

00円に対しまして、処分に係る用地費分として、変更予定額2億4,330万3,000円の増額で、合計3億2,061万6,000円でございます。事業外費用の支払い利息で、既定予定額83万2,000円に対しまして、処分に係る利息分として、変更予定額290万9,000円で、合計374万1,000円でございます。

次に、3ページの資本的収入、借入金では、既定予定額7億5,879万円に対しまして、変更予定額3,059万円の増額で、合計7億8,938万円でございます。内訳としましては、今回の変更に伴う用地取得に係る借入金の3,948万2,000円の増額と、保有地の借り入れ支払い利息889万2,000円の減額の差し引き3,059万円でございます。

支出の資本的支出では、既定予定額7億5,313万3,000円に対しまして、変更予定額2億7,389万3,000円で、合計10億2,702万6,000円でございます。内訳としましては、公有地取得事業費で3,059万円の増額、処分に係る借入金、償還金で2億4,330万3,000円の増額でございます。

以上のことから、4ページ以降におきまして、資金計画書、借入金明細書、予定損益計算書、予定貸借対照表、現金収入説明書、現金支出説明書をお示ししておりますので、ご参照いただければと思います。

では、1ページにお戻りください。

事業変更予算を朗読させていただきます。

平成12年度斑鳩町土地開発公社事業変更予算（第3号）

（総則）

第1条 平成12年度斑鳩町土地開発公社事業変更予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量に次の事業を加える。

（処分）

1. 道路新設改良事業用地処分
2. 代替用地処分

（取得）

1. 歴史的地区環境整備街路事業用地取得

（収益的収入及び支出）

第3条 既定の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり変更する。

(科目) 収益的収入 既定予定額 7,815万5,000円、変更予定額 2億5,620万9,000円、合計 3億3,436万4,000円

(科目) 収益的支出 既定予定額 7,814万5,000円、変更予定額 2億4,621万2,000円、合計 3億2,435万7,000円。

2 収益的収入及び支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表収益的収入及び支出予算」による。

(資本的収入及び支出)

第4条 既定の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり変更する。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 2億3,764万6,000円は、当年度分損益勘定留保資金 2億3,764万6,000円で補てんするものとする。)

(科目) 資本的収入 既定予定額 7億5,879万円、変更予定額 3,059万円、合計 7億8,938万円

(科目) 資本的支出 既定予定額 7億5,313万3,000円、変更予定額 2億7,389万3,000円、合計 10億2,702万6,000円

2 資本的収入及び支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第2表資本的収入及び支出予算」による。

(借入金の限度額)

第5条 借入金の限度額は、7億8,938万円と定める。

2 前項の限度額のうち、本事業年度において借入を行わなかった金額は、翌年度事業に繰り越して借入することができる。

平成13年2月5日

斑鳩町土地開発公社
理事長 小城利重

続きまして、次に平成13年度斑鳩町土地開発公社予算のご報告を申し上げます。

平成13年度斑鳩町土地開発公社予算の10ページ、11ページをごらんいただきたいと思います。一番後ろのページでございます。

まず、11ページの取得事業でございますけども、都市計画道路事業用地取得として、都市計画道路法隆寺線の事業用地の取得として3億7,000円を計上いたしております。

次に、10ページでございますけれども、処分事業につきましては、道路新設改良事業用地処分で、龍田南3丁目地内の用地3,441万3,000円、都市計画道路事業用地処分で、都市計画道路法隆寺線の用地1億3,300万円、集会所用地処分で781万2,000円、駅前整備事業用地処分で9,742万円を予定いたしております。これにつきましては、土地開発公社の長期保有地の処分計画を12月の総務常任委員会に提出さしていただいたところでありますが、まず平成13年度では、法隆寺駅前駐在所に係る用地を処分したいと考えております。平成14年度では、法隆寺駅前駐輪場用地の処分を予定いたしております。なお、取得につきましては、土地開発基金を活用したいと考えております。

歴史的地区環境整備街路事業用地処分は、平成14年度で予定いたしておりますが、この用地取得に係る国の補助金が平成13年度につけば、年度途中で事業変更のお願いをすることになりますので、よろしく願いいたします。

以上のことから、平成13年度の処分事業の合計額は、2億7,264万5,000円でございます。

それでは、恐れ入りますけれども、平成13年度予算の1ページにお戻りください。

平成13年度予算書を朗読させていただきます。

平成13年度斑鳩町土地開発公社予算

(総則)

第1条 平成13年度斑鳩町土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

1. 道路新設改良事業用地処分
2. 都市計画道路事業用地取得及び処分
3. 集会所用地処分
4. 駅前整備事業用地処分

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収益的収入 2億7,265万5,000円

収益的支出 2億7,264万5,000円

- 2 収益的収入及び支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表収益

的収入及び支出予算」による。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億8,264万5,000円は、当年度分損益勘定留保資金2億8,264万5,000円で補てんするものとする。)

資本的収入 3億9,470万4,000円

資本的支出 6億7,734万9,000円

2 資本的収入及び支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第2表資本的収入及び支出予算」による。

(借入金の限度額)

第5条 借入金の限度額は、3億9,470万4,000円と定める。

2 前項の限度額のうち、本事業年度において借入を行わなかった金額は、翌年度事業に繰り越して借入することができる。

(予算の弾力条項)

第6条 公有用地売却の増加によって、収益的収入予算の款・事業収益、項・公有地取得事業収益の予算額を上回って収入された場合は、その上回って収入された金額の範囲内において資本的支出の款・資本的支出、項・借入金償還金の予算額を上回って支出することができる。

平成13年2月5日

斑鳩町土地開発公社

理事長 小城利重

ただいまご報告申し上げました両議案につきましては、去る2月5日開催の理事会におきましてご承認をいただいておりますことをあわせてご報告申し上げまして、平成12年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更(第3号)及び平成13年度斑鳩町土地開発公社事業計画のご報告とさせていただきます。何とぞよろしく願います。

○議長(萬里川美代子君) 報告が終わりました。本件について質疑をお受けいたします。10番、西谷議員。

○10番(西谷剛周君) この土地開発公社の処分の計画なんですが、お尋ねしたいのは、集会所用地で処分をされる分なんですが、私自身今回一般質問でもちょっと触れてあるんですが、そもそも土地開発公社が土地を購入して、そして造成を行った、そして今度

処分するという場合に、そのときの処分する単価についての考え方、特に龍田西3丁目の峨瀬の部分についてお尋ねをまずしておきたいと思います。

○議長（萬里川美代子君） 池田企画財政課長。

○企画財政課長（池田善紀君） 処分の考え方ですけども、まず第1点には、簿価を前提にいたしております。ただ、今ご質問、もう1点のほうで、峨瀬地区の龍田西3丁目につきましては、そういうことから、当初の取得地の用地費、造成費等々を勘案して簿価を出しまして、それをもとに代替用地として処分をいたしたわけでございます。

○議長（萬里川美代子君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） 簿価でということ言われましたけど、通常処分する場合にですよ、例えば、簡単に言うたら、造成費も土地購入費も全部合わせて例えば坪10万かかりました。土地は130坪あります。坪当たり10万で1,300万かかった分のところへ、仮に例えば30坪道路として使います。有効の宅地は100坪ですということになったら、私は、逆に言うたら、坪10万であっても30坪が道路で抜けたとしたら、それは売るときには坪13万で売るという、これが普通の私は考え方違うのかなと思うんですが、要は造成と土地の購入費だけで坪単価を出して、そしてさらに今度は、町は町道ということでその道路を買うということにしたら、そういう考え方というのは逆に言うたらおかしいん違うかなと思うんですが、その辺はどうですか。

○議長（萬里川美代子君） 池田企画財政課長。

○企画財政課長（池田善紀君） 先ほどのご報告の中でも申し上げましたけども、当該地につきましては、以前より北側の町道からの道路整備の要望もあるということで、町道整備として売却するというところでございます。

○議長（萬里川美代子君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） いや、地元から要望があったというても、実際には代替地に出している人というのは――要は道路に面しないと建物は建てへんわけでしょう。違うんですか。公道に面しないと建物は建てへんとしたら、当然その道路部分というのは、私は当然代替を受けはった人の負担やないのかなと思う。だから、片方で見ますと、代替された方には、ある意味では二重の、上乘せしたような補償を結果としてしているという印象を与えると思うんですが、その点はどうですか。

○議長（萬里川美代子君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 西谷議員のおっしゃることは、民間デベロッパーの場合は、そう

しているところもあると思いますし、またしてないところもあると思うんです。といいますのは、民間デベロッパーの場合は、道を売るといようなことがよく出てきます。その場合は、いわゆる敷地に加算してないの違うかなという判断をするわけでございます。

こうした場合、開発公社が今代替地として処分したあの一連の土地につきましては、ご存じのように、これまで総務委員会にも諮りながらずっと進めてきた土地でございます。そういう中にも、やはり造成についての区画割り等について説明してまいりました。その中には、やはり道路として、これはやっぱり町道としての機能を発揮することから、約11メートル前後やと思うんですが、南のほうへ行けば4メートル道路に接続するというようになっておりますので、そういうことを含めたら、それをきちっとした内容で町道認定していくということを考えております。したがって、地域の生活道路としてあそこを循環できる道路ということの立場から、やはり造成した土地の道路部分は町が買収するということをしておるわけです。

こういう方式は、ご存じのように、東里のあそこもしておりますし、初めてしたもんじゃございません。

以上です。

○議長（萬里川美代子君） 10番、西谷議員。

○10番（西谷剛周君） ちょっと後の分については、また一般質問にも絡みますんで、そのときまた再質問させていただきます。

○議長（萬里川美代子君） ほかにございませんか。9番、松村議員。

○9番（松村健一君） この岬瀬の問題は、私も一般質問で提示しておりますが、きのうも見に行ったんですが、あの道は、今は行きどまりになっておりますね。さらに南へ延ばそうとされているのか。明らかにあそこに、集会所と2軒の家を建てるためにつくった道路だというふうに思われるんです。その2軒の家は、三室の方2人が行かれた。これはちょっと別問題ですが、非常に立派な位置で、100坪ぐらいあります。立派な家を建てておられてびっくりしたんですが、あの道路は、どこまで延ばされるのか。

○議長（萬里川美代子君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 今、西谷議員にもお答えいたしましたように、ちょうど南に約11メートル前後に4メートルの道路がございます。これも、松村議員があそこへ行っておられるなら見ておられると思うんです。

ということと、今、町道認定の整理番号5番の図面を見ていただいたらよくわかりますように、標高の45.6というものがございます。そこに道路があることをこの図面で明示しておりますので、その道路に接続すると、こういうことでございます。

○議長（萬里川美代子君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） ちょっと注文だけつけておきたいと思うんです。大体非常に説明が不親切だと。私、前からこの開発公社の事業報告について申してはいますが、情報公開の観点から言っても非常に不親切だと、不十分だというように思うんですね。例えば、処分地でしたら、5つあるわけですよ。そしたら、この処分地1つ1つはどの土地であってどこへ処分するかと、こういうことはきちっとやっぱり説明書で書いて出すべきやと。それから、図面添付ですね、図面にしたら一発でわかるわけや。それが1つ1つ、何平米で、面積何ぼあって、単価計算書ですね、簿価は何ぼになるのかと。これは、言うたら、取得した原価と、それからいわゆる金利ですね、それからあと諸費用が要ると思うんですけれども、それらを足してこれだけの金額になるんですということがないから、これなかなか1つ1つ聞かなわからんということにもなろうかと思うんですね。ですから、一目瞭然にさせていただきたい。これは、今後書類提出するときにぜひともそのことを添付してやっていただきたい。その答弁だけいただいております。

○議長（萬里川美代子君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） ただいま野呂議員のおっしゃることにつきましては、決算時には細かい図面も、そして位置も全部出しております。したがって、今はこれ予算でございますから、予定でございますので、今言われたような形で説明したということでひとつご理解願いたいと思います。

○議長（萬里川美代子君） 7番、野呂議員。

○7番（野呂民平君） 決算時は、それはきちっとしておるということでもありますけれども、予算時についても、これはやっぱり予算関係資料ということで、当然私は出してもらわないと理解がいきにくいということですからね、これはやっぱりぜひとも、その計算に基づいて予算計上したわけですから、そのもとはあるわけでしょう。だから、そのことについては、できないということはないと思うんですね。

ですから、今後は —— 予算時に私は大事やと思うんです、そういうことについてはね、処分計画ですから。決算は、もう終わった後ですからね。

○議長（萬里川美代子君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） ただいまの野呂議員のおっしゃること、十分検討いたしまして、意に沿えるかどうかはわかりませんが、きちっとした内容で出していきたいと思っております。

○議長（萬里川美代子君） 9番、松村議員。

○9番（松村健一君） 今のあれにちょっとつけ加えてですが、土地開発公社が扱う金額というのは、非常に桁が大きいわけですね、10億単位の数字が出ているわけですが。したがって、大きな金が動くので、町民も関心が深いし、いろんな業者なりも関心が深いところで、時々この土地開発公社が問題を起こします。

そこで、例えば今の場合ですと、決めた経緯とかあると思うんですが、理事会というのはあると思うんですが、理事会の記録などを議員には開示するというか、してもいいように思うんですが、その点はどうですか。

○議長（萬里川美代子君） 池田企画財政課長。

○企画財政課長（池田善紀君） 今、理事会終わった後議員さんには配付しておらないです。ただ、情報公開の観点から、ご要望がありましたら、土地開発公社におきましても情報公開の要綱をつくっておりますので、その中におきまして、個人情報にかかわるものを削除いたしまして情報公開はいたしております。

今のご質問の中で、すべてについて理事会終了後議事録の配付というご意見でありますけども、個々の案件につきまして、いろいろと個人情報の件もあろうかと思えますけども、また今後理事会におきまして協議をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（萬里川美代子君） 9番、松村議員。

○9番（松村健一君） そうしますと、少なくとも情報公開条例によって手続を経て要望すれば当然見せてもらえるということですね。

○議長（萬里川美代子君） 池田企画財政課長。

○企画財政課長（池田善紀君） 情報公開で現に開示しておられる方もおられます。

○議長（萬里川美代子君） 2番、小野議員。

○2番（小野隆雄君） そしたら、その理事会は、傍聴は可能なんですか。ちょっと勉強不足で申しわけないんですが、それらが公開されているんかどうかだけお聞きしたいと思います。

○議長（萬里川美代子君） 池田企画財政課長。

○企画財政課長（池田善紀君） 今現在は非公開でいたしております。いろいろ町議会におきましても傍聴の件もご議論あったと思いますけども、それも、例えば傍聴の申し出があれば、それについても理事会でまたご検討しますんで、よろしく。

○議長（萬里川美代子君） ほかにありませんか。 ——これをもって質疑を終結いたします。

報告第5号、平成12年度斑鳩町土地開発公社事業計画の変更（第3号）及び平成13年度斑鳩町土地開発公社事業計画の報告についてを終わります。

続いて、日程30、請願第1号 し尿処理場鳩水園建設に伴う補償として自治会集会所建設を求める請願書についてを議題といたします。

ただいま議題となっております請願第1号は、厚生常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして本日の議事日程はすべて終了をいたしました。

明2日、3日、4日、5日は休会、6日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ありがとうございました。

（午後6時00分 散会）